

昭和三十七年度一般会計予算 昭和三十七年度特別会計予算 同日左の法律の公布を奏上し、その旨 衆議院に通知した。	昭和三十六年度一般会計予備費使用 所得税法の一部を改正する法律 物品税法 酒税法等の一部を改正する法律 租税特別措置法の一部を改正する法律 法人税法の一部を改正する法律 關税定率法及び關稅暫定措置法の一 部を改正する法律 豪雪地帯対策特別措置法 運輸省設置法の一部を改正する法 義務教育諸学校の教科用図書の無償 に關する法律 著作権法の一部を改正する法律 国会議員の歳費、旅費及び手当等に 關する法律等の一部を改正する法 律 同日国会において承認することを議決 した左の件を内閣に送付し、その旨衆 議院に通知した。	昭和三十六年度特別会計予算総則第 十二条に基づく使用総調書 総調書(その1) 昭和三十六年度一般会計予備費使用 十一条に基づく使用総調書 十二条に基づく使用総調書 同日衆議院議長から、左の法律の公布 を奏上した旨の通知書を受領した。 地方税法の一部を改正する法律 六条第三項の規定に基づく原子燃料公 社の昭和三十五事業年度の予算実施結 果説明書及び財務諸表を受領した。 本日委員長から左の報告書が提出され た。	○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認 めます。よつて許可することに決しました。 第三節 期間及び期限(第八 条・第九条) 第四節 送達(第十〇条・第十 二条) 第五節 人格のない社團等(第 十三条・第十四条) 第六章 附帯税 第七章 国税の更正、決定、徵 收、還付等の期間制限 第一節 国税の徴収権の消滅時 効(第七十二条・第七 十三条) 第二節 税に係る税額等の確定 手續(第三十一条・第 三十三条) 第三章 国税の納付及び徵收 第一節 国税の納付(第三十四 条・第三十五条) 第二節 国税の徵收 第一款 納税の請求(第三十 一条) 第二款 异議申立て(第七十 五条) 第三款 還付金等の消滅時効 (第七十四条) 第八章 不服審査及び訴訟 第一節 不服審査 第二節 异議申立て(第七十 八条) 第三款 審査請求(第七十 九条)
総調書(その2) 昭和三十五年度特別会計予算総則第 十二条に基づく使用総調書(その 2)	○議長(松野鶴平君) これより本日の 会議を開きます。 この際、お詫びいたします。野村吉 三郎君から、病気のため、会期中請假 の申し出がございました。これを許可 することに御異議ございませんか。	昭和三十七年三月二十七日 参議院議長 松野鶴平殿 (不字及び一は衆議院修正)	第一節 国税通則法案 第二節 国税通則法案 第三節 国税通則法案可決報告書 右の内閣提出案は本院においてこれ を修正議決した。 よつて国会法第八十三条により送付 する。
昭和三十五年度一般会計予備費使用 総調書(その2) 昭和三十五年度特別会計予算総則第 十二条に基づく使用総調書(その 2)	同日国会において承認することを議決 した左の件を内閣に送付し、その旨衆 議院に通知した。	昭和三十七年三月二十七日 参議院議長 清瀬 一郎	第一節 通則(第十五条・第十 六条) 第二節 申告納税方式による国 税に係る税額等の確定 手続
第一節 納税申告(第十七 条・第二十二条) 第二節 更正の請求(第二十 三条) 第三節 更正又は決定(第二 十一条・第三十条) 第四節 賦課課税方式による国 税に係る税額等の確定 手続(第三十一条・第 三十三条)	第一節 通則(第十五条・第十 六条) 第二節 延滞税及び利子税(第 六十条・第六十四条) 第三節 加算税(第六十五条・ 第六十九条)	第一節 国税の更正、決定、徵 收、還付等の期間制限 第二節 国税の更正、決定等の 期間制限(第七十条・ 第七十一条)	第一節 国税の徴収権の消滅時 効(第七十二条・第七 十三条) 第二節 還付金等の消滅時効 (第七十四条)
第一節 不服審査 第二節 异議申立て(第七十 五条) 第三節 審査請求(第七十 九条)	第一節 不服審査 第二款 异議申立て(第七十 五条) 第三款 審査請求(第七十 九条)	第一節 不服審査 第二節 异議申立て(第七十 五条) 第三節 審査請求(第七十 九条)	第一節 納税の請求(第三十 一条) 第二節 异議申立て(第七十 五条) 第三節 審査請求(第七十 九条)

第四款 雜則(第八十二条)

第八十五条

第二節 訴訟(第八十六条第一項)

八十九条

第九章 雜則(第八十九条第一項)

十六条

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。(定義)

六 納税申告書 申告納税方式による国税

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国税 国が課する税のうち國税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。

二 源泉徴収等による国税 源泉徴収に係る所得税、有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)に規定する証券業者が同法の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税及び通行税(これららの税に係る附帯税を除く。)をいう。

三 消費税、酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、物品税、トランプ類税及び入場税をいう。

四 附帯税 国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

五 納税者 国税に関する法律の規定により国税(源泉徴収等による国税を除く。)を納める義務がある者(国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七号)に規定する第二次納税義務者及び国税の保証人を除く。)及び源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。

六 納税申告書 申告納税方式による国税に關し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他當該事項に關し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金(以下「還付金」という。)の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものと含むものとする。ただし、所得税法

七 法定期限 申告期限 国税に関する法律の規定により納税申告書を提出すべき期限をいう。ただし、法人税法第十八条第一項た

申告・予定納税額の更正及び修正の規定による申告書を除く。

イ 課税標準(国税に関する法律に課税標準額又は課税標準数量の定めがある国税については、課税標準額又は課税標準数量。(以下同じ。))

ロ 課税標準から控除する金額

ハ 所得税法又は法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)と

ハ 課税標準から控除する金額

ロ 課税標準から控除する金額

ハ 所得税法又は法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額で、これらの法律の規定による翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業年度分の所得の計算上繰り越して控除し、又は前年分若しくは前事業年度以前の事業年度分の所得につき繰り戻して控除することができるもの(以下「純損失等の金額」という。)

イ 第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定による納期限

ロ 第三十六条第二項(納税の告知)に規定する納期限

ハ 第三十八条第二項(繰上請求)に規定する繰上料に係る期限

ニ 納付すべき税額

ホ 還付金の額に相当する税額

ヘ ニの税額の計算上控除する金額又は還付金の額の計算の基礎となる税額

九 稽核期間 国税に関する法律の規定により国税の課税標準の規定による期間

納税申告書の提出期限を除く。

八 法定期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限(次に掲げる期限を除くものとし、国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国

税については、当該事実の生じた日とする。)をいい、附帯税又は国税の滞納処分費については、その納付又は徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。

九 稽核期間 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国

税については、当該事実の生じた日とする。)をいい、附帯税又は国税の滞納処分費については、その納付又は徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。

八 法定期限 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国

税については、当該事実の生じた日とする。)をいい、附帯税又は国税の滞納処分費については、その納付又は徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。

九 稽核期間 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国

税については、当該事実の生じた日とする。)をいい、附帯税又は国税の滞納処分費については、その納付又は徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。

十 強制換価手続 滞納処分(その例による処分を含む)、強制執行、担保権の実行手続及び破産手続をいう。

(人格のない社団等に対するこの法律の適用) 第三条 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という)は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

(他の国税に関する法律との関係) 第三条 この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定めがあるものは、その定めるとことろによる。

(相続による国税の納付義務の承継) 第二節 国税の納付義務の承継等

める義務を承継する。この場合において、相続人が限定承認をしたときは、その相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

2 前項前段の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する國税の額は、同項の國税の額を民法第九百条から第九百一条まで（法定相続分・代襲相続分・指定相続分）の規定によるその相続分によりあん分して計算した額とする。

3 前項の場合において、相続人のうち相続によつて得た財産の額が同項の規定により計算した國稅の額をこえる者があるときは、その相続人は、そのこえの額を限度として、他の相続人が前二項の規定により承継する國稅を納付する責めに任ずる。

（法人の合併による國稅の納付義務）
第六条 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人（以下「合併法人」という。）は、合併により消滅した法人（以下「被合併法人」という。）に課されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは徴収されるべき國稅を納める義務を承継する。

（人格のない社団等に係る國稅の納付義務の承継）

第七条 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した場合には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは徴収されるべき國稅（その承継が権利義務の一體についてされたときは、その國稅の額にその承継の時ににおける人格のない社団等の財産のうちにその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の國稅）を納める義務を承継する。

（國稅の連帯納付義務についての民法の準用）

第六条 国稅に關する法律の規定により國稅を連帶して納付する義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条まで（連帶債務の効力等）の規定を準用する。（共有物等に係る國稅の連帯納付義務）

第七条 共有物、共同事業又は当該事業に属する財産に係る國稅は、その納稅者が連帶して納付する義務を負う。

（災害等による期限の延長）

第八条 国稅に關する法律に定める申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限（時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く。）が日曜日、国民の祝日その他一般の休日に當たるときは、その休日の翌日をもつてその期限とみなす。

2 国稅に關する法律に定める申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限（時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く。）が日曜日、国民の祝日その他一般の休日に當たるときは、その休日の翌日をもつてその期限とみなす。

3 通常の取扱いによる郵便によつて前項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物は、通常到達すべきであった時に送達があるものと推定する。

4 稅務署長その他の行政機関の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者（第一項ただし書の場合において同じ。）の氏名（法人について、相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、国稅に関する法律に基づく申告、申請、やむを得ない理由により、国稅に請求、届出その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれららの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日

る法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

第四節 送達

（書類の送達）

第十一条 国稅に關する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便による送達又は交付送达により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）に送達する。

ただし、その送達を受けるべき者に納稅管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。

5 次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。

一 送達すべき場所において書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者その他の前号に規定する者が送達すべき場所にない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合、送達すべき場所に書類を差し置くこと。

（相続人に對する書類の送達の特例）

第十二条 相続があつた場合において、相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、国稅に関する法律に基づいて税務署長又は税關長が発する書類（滞納処分（その例による処分を含む。））に關するものとみなし、被相続人の國稅に關するものを受領する代表者をその相続人のうちから指定することができる。この場合において、その指定に係る相続人は、

その旨を当該税務署長又は税関長に届け出なければならない。

2 前項前段の場合において、相続人のうちその氏名が明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、同項の税務署長又は税関長は、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした税務署長又は税関長は、その旨をその指定に係る相続人に通知しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に関する必要な事項は、政令で定める。

4 被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした国税に関する法律に基づく処分で書類の送達をするものは、その相続人の一人に当該国税につきすべての相続人に対してされたものとみなす。

(公示送達)

第十二条 第十一条(書類の送達)の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合

合には、税務署長その他の行政機関の長は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び税務署長その他の行政機関の長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該行政機関の掲示場に掲示して行なう。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第五節 人格のない社団等
(人格のない社団等の地位)

第十三条 法人でない社団又は財团で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」といふ)は、国税に関する法律の規定の適用については、法人とみなす。

(人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継)

第十四条 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した場合には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その承継が権利義務

の一部についてされたときは、その国税の額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうちの法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税を納める義務を承継する。

第二章 国税の納付義務の確定

第一節 通則

(納稅義務の成立及びその納付すべき税額の確定)

第十五条 国税を納付する義務(源泉徴収等による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納稅義務」という。)が成

立した場合には、その成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定されるものとする。

国税に関する法律の定める手続により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする。

2 紳税義務は、次の各号に掲げる

国税(附帯税を除く。)については、当該各号に掲げる時(当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時)に成立する。

3 通行税 運賃又は料金の領收の時

売買取引の時

九 取引税 商品取引所における

賃貸の時

一 所得税(次号に掲げるものを除く。)暦年の終了の時

二 源泉徴収による所得税 利子、配当、給与、報酬、料金その他の源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時

三 法人税 事業年度の終了の時

四 相続税 相続又は遺贈(贈与の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)による財産の取得の時

五 贈与税 贈与(贈与者の死亡による贈与)による財産の取得の時

六 消費税 課税物件の製造場からの移出又は保税地域(関税法昭和二十九年法律第六十一号)による財産の取得の時

七 有価証券取引税 有価証券の譲渡の時

八 通行税 運賃又は料金の領收の時

九 取引税 商品取引所における

10 賃貸の時

11 申告納稅方式 納付すべき税額が納稅者による申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定する方式をいう。

三 印紙税その他の納稅義務の成立の際印紙をはることにより納付すべきものとされている国税(輸入される郵便物に係る消費税を除く。以下同じ。)

四 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第三十一条ノ二(発行税)の規定による発行税(以下「日本銀行券発行税」という。)

五 延滞税及び利子税

六 行税(日本銀行券発行税)の規定による発行税(以下「行税」といふ。)

七 第十六条 国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方程式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

1 申告納稅方式 納付すべき税額が納稅者による申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定する方式をいう。

2 賦課課稅方式 納付すべき税額がもつばら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

3 国税(前条第三項各号に掲げるものを除く。)についての納付すべ

おいては、当該申告書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなす。

前項の納税申告書を受理した税務署長は、当該申告書を現在の納稅地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨をその提出をし

(郵送に係る納税申告書の提出時
期) た者に通知しなければならない。

書に添附すべき書類その他当該申告書に添附すべき書類その他の提出するものとされている書類を含む。)が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日(その表示がないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたものとみなす。

第二十三条 納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限（法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書（決算が遅延した場合の申告期限の延長）の規定によつては、その提
る納税申告書については、その提

(出期限)から一月以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき次条の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が困難に關する法律の規定に従つて誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとき。

二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額が過少であるとき、又は当該申告書に純損失等の金額を記載しなかつたとき。

三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少であるとき、又は当該申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかつたとき。

前項の規定による更正の請求(以下「更正の請求」という。)をようとする者は、同項の申告に係る課税標準等又は税額等、更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

3 稅務署長は、更生の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、次条の規定による更正をして、又はその更正をするべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 更正の請求があつた場合においても、税務署長は、その請求に係る納税申告書の提出により納付すべき国税（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）の徴収を猶予しない。ただし、税務

署長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

(更正) 第三款 更正又は決定

第二十四条 稅務署長は、納稅申告書の提出があつた場合において、

れる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。

（更正又は決定の手続）
き、これらの規定による更正又は
決定をすることができる。

第二十八条 第二十四条から第二十九条まで(更正・決定)の規定による

る更正又は決定(以上「更正又は決定」という。)は、税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。

2 更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。こ

の場合において、その更正が前記するものであるときは、その旨を附記しなければならない。

一 その更正前の課税標準等及び
税額等

二 その更正後の課税標準等及び
税額等

三 その更正に係る次に掲げる金
額

イ その更正前の還付すべき税
額がその更正により増加する
ときは、その増加する部分の
税額

ロ その更正前の還付金の額に
相当する税額がその更正によ
り減少するときは、その減少
する部分の税額

ハ 純損失の繰戻し等による還
付金額に係る第五十八条第一
項(還付加算金)に規定する還
付加算金があるときは、その
還付加算金のうちロに掲げる
税額に対応する部分の金額

ニ その更正前の納付すべき税
額がその更正により減少する
ときは、その減少する部分の
税額

ホ その更正前の還付金の額に
相当する税額がその更正によ
り増加するときは、その増加
する部分の税額

3 決定通知書には、その決定に係る課税標準等及び税額等を記載しなければならない。この場合において、その決定が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

(更正等の効力)

第二十九条 第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による

更正(以下「更正」という。)で既に確定した納付すべき税額を増加させることは、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

2 既に確定した納付すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

(更正又は決定を取り消す处分又は判決は、その処分又は判決により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。)

(更正又は決定の所轄庁)

第三十条 更正又は決定は、これらの方をする際におけるその國税の納稅地(以下この条において「現在の納稅地」という。)を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る第六十九条(加算税の税率)に規定する加算税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長が次に掲げる事項を記載した賦課決定通知書(第一項第一号に掲げる場合は、納稅告知書)を送達して行なう。

3 その決定による決定は、税務署長が次に掲げる事項を記載した賦課決定通知書を送達して行なう。

4 第二項の規定による決定は、税務署長が次に掲げる事項を記載した賦課決定通知書を提出する。

5 第二十七条(国税厅又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決

課税期間が開始した時(課税期間のない国税については、その納稅義務の成立の時)以後にその納稅地に異動があつた場合において、その異動に係る納稅地で現在の納稅地以外のもの(以下この項において「旧納稅地」という。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納稅地が判明せず、かつ、その知れないとこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるときは、その旧納稅地を所轄する税務署長は、前項の規定にかかるべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

2 第二十二条(郵送に係る納稅申告書の提出時期)の規定は、前項の提出先及び第二十二条(郵送に係る納稅申告書の提出時期)の規

定は、前項の申告書(以下「課税標準申告書」という。)について適用する。

(賦課決定)

第三十二条 税務署長は、賦課税

方による国税については、その

調査により、課税標準申告書の提出を要しない国税については、

その納稅義務の成立の時)後に、次

の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を決定する。

一 課税標準申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと同じであるとき。

2 税務署長は、前項の規定による

賦課決定通知書(第一項第一号に掲げる場合は、納稅告知書)を送達して行なう。

3 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

4 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

5 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

6 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

7 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

8 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

9 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

(課税標準申告)

第三十三条 賦課決定は、その賦課標準決定の際ににおけるその国税の納稅地(以下この条において「現在の納稅地」という。)を所轄する税務署長

の定めるところにより、その国税の課税標準を記載した申告書をその提出期限までに税務署長に提出しなければならない。

2 第二十二条(郵送に係る納稅申告書の提出時期)の規定は、前項の提出先及び第二十二条(郵送に係る納稅申告書の提出時期)の規

定は、前項の申告書(以下「課税標準申告書」という。)について適用する。

(賦課決定)

第三十四条 賦課決定は、その賦課標準決定の際ににおけるその国税の納稅地(以下この条において「現在の納稅地」という。)を所轄する税務署長

は、その旧納稅地を所轄する税務署長に記載された課税標準が過少であることを知つたときは、その

調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。

2 税務署長は、前項の規定による決定は、税務署長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額を記載した賦課決定通知書(第一項第一号に掲げる場合は、納稅告知書)を送達して行なう。

3 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

4 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

5 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

6 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

7 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

8 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

9 第二項の規定による決定は、税

務署長が次に掲げる事項を記載し

た賦課決定通知書を送達して行なう。

(課税標準申告)

第三十五条 賦課税方式による国

の定めることにより、その国税の課税標準及び納付すべき税額をすべての所轄する税務署長に提出する。

2 税務署長は、前項又はこの項に

よる決定をした後、その決定をした課税標準(前項第一号に掲げる

決定をした後、その決定をし

て準用する。

(賦課決定の所轄庁)

第三十六条 賦課決定は、その賦課

標準の際ににおけるその国税の納稅地(以下この条において「現在の納稅地」という。)を所轄する税務署長

は、前項の規定にかかるべき税額

に規定する加算税について

は、次の各号の一に該当する場合

には、当該各号に掲げる税務署長

は、前項の規定にかかるべき税

額に係る加算税についての賦課

決定をすることができる。

1 第三十一条第二項(更正又は決

定の所轄庁の特例)の更正又は

決定があつたとき。

2 第二十九条(税務署長が行なう

税務署長が行なう

定)、第二十八条第三項後段(決定通知書の附記事項)及び第二十九条(更正等の効力)の規定は、第一項又は第二項の規定による決定(以下「賦課決定」という。)について準用する。

2 税務署長は、前項又はこの項に

よる決定をした後、その決定をした課税標準(前項第一号に掲げる

決定をした後、その決定をし

て準用する。

(賦課決定の所轄庁)

第三十七条 賦課決定は、その賦課

標準の際ににおけるその国税の納稅地(以下この条において「現在の納稅地」という。)を所轄する税務署長

は、前項の規定にかかるべき税額

に規定する加算税について

は、次の各号の一に該当する場合

には、当該各号に掲げる税務署長

は、前項の規定にかかるべき税

額に係る加算税についての賦課

決定をすることができる。

1 第三十一条第二項(更正又は決

定の所轄庁の特例)の更正又は

決定があつたとき。

2 第二十九条(税務署長が行なう

税務署長が行なう

定)、第二十九条(更正等の効力)の規定は、第一項又は第二項の規定による決定(以下「賦課決定」という。)について準用する。

2 税務署長は、前項又はこの項に

よる決定をした後、その決定をした課税標準(前項第一号に掲げる

決定をした後、その決定をし

て準用する。

(賦課決定の所轄庁)

第三十八条 賦課決定は、その賦課

標準の際ににおけるその国税の納稅地(以下この条において「現在の納稅地」という。)を所轄する税務署長

は、前項の規定にかかるべき税額

に規定する加算税について

は、次の各号の一に該当する場合

には、当該各号に掲げる税務署長

は、前項の規定にかかるべき税

額に係る加算税についての賦課

決定をすることができる。

1 第三十一条第二項(更正又は決

定の所轄庁の特例)の更正又は

決定があつたとき。

2 第二十九条(税務署長が行なう

税務署長が行なう

定)、第二十九条(更正等の効力)の規定は、第一項又は第二項の規定による決定(以下「賦課決定」という。)について準用する。

2 税務署長は、前項又はこの項に

よる決定をした後、その決定をした課税標準(前項第一号に掲げる

決定をした後、その決定をし

て準用する。

(賦課決定の所轄庁)

第三十九条 賦課決定は、その賦課

標準の際ににおけるその国税の納稅地(以下この条において「現在の納稅地」という。)を所轄する税務署長

は、前項の規定にかかるべき税額

に規定する加算税について

は、次の各号の一に該当する場合

には、当該各号に掲げる税務署長

は、前項の規定にかかるべき税

額に係る加算税についての賦課

決定をすることができる。

1 第三十一条第二項(更正又は決

定の所轄庁の特例)の更正又は

決定があつたとき。

2 第二十九条(税務署長が行なう

税務署長が行なう

定)、第二十九条(更正等の効力)の規定は、第一項又は第二項の規定による決定(以下「賦課決定」という。)について準用する。

2 税務署長は、前項又はこの項に

よる決定をした後、その決定をした課税標準(前項第一号に掲げる

決定をした後、その決定をし

て準用する。

(賦課決定の所轄庁)

第四十条 賦課決定は、その賦課

標準の際ににおけるその国税の納稅地(以下この条において「現在の納稅地」という。)を所轄する税務署長

は、前項の規定にかかるべき税額

に規定する加算税について

は、次の各号の一に該当する場合

には、当該各号に掲げる税務署長

は、前項の規定にかかるべき税

額に係る加算税についての賦課

決定をすることができる。

1 第三十一条第二項(更正又は決

定の所轄庁の特例)の更正又は

決定があつたとき。

2 第二十九条(税務署長が行なう

税務署長が行なう

税務署長が行なう

税務署長が行なう

税務署長が行なう

に該当する場合にあつては、同
条第三項の規定による当該申告
書の送付)があつた後に当該國
税の納稅地に異動があつた場合
において、その異動に係る納稅
地で現在の納稅地以外のもの
(以下この号において「旧納稅
地」という。)を所轄する稅務署
長においてその異動の事實が知
れず、又はその異動後の納稅地
が判明せず、かつ、その知れない
こと又は判明しないことにつき
やむを得ない事情があるとき。
旧納稅地を所轄する稅務署長

3 保稅地域から引取りに係る消
費稅その他政令で定める消費稅に
ついての賦課決定は、第一項の規
定にかかわらず、その保稅地域
(該政令で定める消費稅につい
ては、政令で定める場所)の所在
地の所轄稅關長が行なう。この場
合においては、前二条の規定の適
用については、これらの規定中
「稅務署長」とあるのは「稅關長」
と、前条第一項第二号及び第三
号、第二項、第三項並びに第四項第
一號及び第二號中「納付すべき稅
額」とあるのは「稅額等」とする。

第三章 稽徵の納付及び徵收
第一節 稽徵の納付

付) 第三十五条 期限内申告書を提出し
た者は、國稅に關する法律に定め
たところにより、當該申告書の提
出により納付すべきものとしてこ
れに記載した稅額に相當する國稅
をその法定納期限(延納に係る國
稅については、その延納に係る納
期限)までに國に納付しなければ
ならない。

2 印紙で納付すべきものとされて
いる國稅は、前項の規定にかかわ
らず、國稅に關する法律の定める
ところにより、その稅額に相當す
る印紙をはることにより納付する
ものとする。

3 物納の許可があつた國稅は、第
一項の規定にかかわらず、國稅に
關する法律の定めるところによ
り、物納をすることができる。
(申告納稅方式による國稅等の納
付)

付) 第三十六条 稅務署長は、國稅に
關する法律の規定により次に掲げる
國稅(その滞納処分費を除く。以
下次条において同じ。)を徵收しよ
うとするときは、納稅の告知をし
なければならない。

二 更正通知書に記載された第二
十八条第二項第三号イからハま
で(更正により納付すべき稅額)
に掲げる金額(その更正により
納付すべき稅額が新たにあるこ
ととなつた場合には、當該納付
すべき稅額)又は決定通知書に
記載された納付すべき稅額そ
の更正通知書又は決定通知書が
発せられた日の翌日から起算し
て一月を経過する日

3 過少申告加算稅、無申告加算稅
又は重加算稅(第六十八條第一項
税、第二條第七号ただし書(定義)
に規定する納稅申告書の提出によ
り納付すべき國稅その他國稅に
関する法律に別段の納期限の定めが
ある國稅については、當該法律に
定める納期限(延納に係る國稅に
關する法律に別段の納期限の定めが
ある場合は、當該通知書に記載された
金額の過少申告加算稅、無申告告
稅又は重加算稅を當該通知書が
発せられた日の翌日から起算して
一月を経過する日までに納付しな
ければならない。

第二節 國稅の徵收

第一款 納稅の請求

(納稅の告知)

第三十七条 納稅者がその國稅を第
三十五條(申告納稅方式による國
稅の納付)又は前条第二項の納期
(所得稅法第三章(予定納稅及び
予定申告)の規定により納付すべ
き所得稅については、同章に規定
する納期限とし、延滞稅及び利子
稅については、その計算の基礎と
なる國稅のこれら納期限とす
る。以下「納期限」という。)までに
完納しない場合には、稅務署長
は、その國稅が次に掲げる國稅で
ある場合を除き、その納稅者に対
し、督促状によりその納付を督促
しなければならない。

二 源泉徵收等による國稅でその
法定納期限までに納付されなか
つたもの

三 納稅義務の成立の際印紙をは
ることにより納付すべきものと
されている國稅(印紙稅を除
く)でその成立の際納付されな
かつたもの

2 前項の規定による納稅の告知
は、稅務署長が、政令で定めると
ころにより、納付すべき稅額、納
期限及び納付場所を記載した納
稅、該各号に掲げる日(延納に係る國
稅を行なう代理店を含む。)、郵便
局又はその國稅の収納を行なう稅
務署の職員に納付しなければなら
ない。ただし、證券をもつてする
歳入納付に関する法律(大正五年
法律第十号)の定めるところによ
り、證券で納付することを妨げな
い。

一 期限後申告書の提出により納
付すべきものとしてこれに記載
した稅額又は修正申告書に記載
した第十九條第四項第三号(修
正申告により納付すべき稅額)
に掲げる金額(その修正申告書
の提出により納付すべき稅額が
新たにあることとなつた場合に
は、當該納付すべき稅額)そ
の期限後申告書又は修正申告書
を提出した日

二 更正通知書に記載された第二
十八条第二項第三号イからハま
で(更正により納付すべき稅額)
に掲げる金額(その更正により
納付すべき稅額が新たにあるこ
ととなつた場合には、當該納付
すべき稅額)又は決定通知書に
記載された納付すべき稅額そ
の更正通知書又は決定通知書が
発せられた日の翌日から起算し
て一月を経過する日

2 四 日本銀行券發行稅
前項の規定による納稅の告知
は、稅務署長が、政令で定めると
ころにより、納付すべき稅額、納
期限及び納付場所を記載した納
稅、該各号に掲げる日(延納に係る國
稅を行なう代理店を含む。)、郵便
局又はその國稅の収納を行なう稅
務署の職員に納付しなければなら
ない。ただし、證券をもつてする
歳入納付に関する法律(大正五年
法律第十号)の定めるところによ
り、證券で納付することを妨げな
い。

一 期限後申告書の提出により納
付すべきものとしてこれに記載
した稅額又は修正申告書に記載
した第十九條第四項第三号(修
正申告により納付すべき稅額)
に掲げる金額(その修正申告書
の提出により納付すべき稅額が
新たにあることとなつた場合に
は、當該納付すべき稅額)そ
の期限後申告書又は修正申告書
を提出した日

二 更正通知書に記載された第二
十八条第二項第三号イからハま
で(更正により納付すべき稅額)
に掲げる金額(その更正により
納付すべき稅額が新たにあるこ
ととなつた場合には、當該納付
すべき稅額)又は決定通知書に
記載された納付すべき稅額そ
の更正通知書又は決定通知書が
発せられた日の翌日から起算し
て一月を経過する日

ちに徴収するものとされている
國税

2 前項の督促状は、國税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その國税の納期限から二十日以内に発するものとする。

3 第一項の督促をする場合において、その督促に係る國税についての延滞税又は利子税があるときは、その延滞税又は利子税につき、あわせて督促しなければならない。(線上請求)

第三十八条 稅務署長は、次の各号の一に該当する場合において、納付すべき税額の確定した國税でその納期限までに完納されないと認められるものがあるときは、その納期限を繰り上げ、その納付を請求することができる。

二 納税者の財産につき強制換仙手続が開始されたとき。
二 納税者が死亡した場合において、その相続人が限定期承認をしたとき。
三 法人である納税者が解散したとき。

四 納税者が納税管理人を定めないでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。
五 納税者が偽りその他不正の行為により國税を免れ、若しくは免れようとし、若しくは國税の

還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき、又は納税者が國税の滞納処分の執行を免れ、若しくは免れようとしたと認められるとき。

2 前項の規定による請求は、稅務署長が、納付すべき税額、その線上に係る期限及び納付場所を記載した線上請求書(源泉徴収等による國税で納税の告知がされていないものについて同項の規定による請求をする場合には、當該請求をする旨を附記した納税告知書)を送達して行なう。

3 第一項各号の一に該当する場合において、納税義務の成立した國税納付すべき税額が確定したものを除く。)でその確定後においては當該國税の徴収を確保することができないと認められるものがあるときは、稅務署長は、その國税の法定申告期限(課税標準申告書の提出期限を含む)前に、その確定する見込まれる國税の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめ滞納処分を執行するところを要すると認める金額を決定することができる。この場合においては、その稅務署の當該職員は、その金額を限度として、直ちにそ

の者に徴収を確保するため、あらかじめ、滞納処分を執行するところを要すると認める金額を決定することができる。

3 第一項各号の一に該当する場合において、納付すべき税額が確定したものを除く。)でその確定後においては當該國税の徴収を確保することができないと認められるものがあるときは、稅務署長は、その國税の法定申告期限(課税標準申告書の提出期限を含む)前に、その確定する見込まれる國税の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめ滞納処分を執行するところを要すると認める金額を決定することができる。この場合においては、その稅務署の當該職員は、その金額を限度として、直ちにそ

4 国税徴収法第百五十九条第二項から第十一項まで(保全差押)の規定は、前項の決定があつた場合に適用する。

第三十九条 稅務署長は、消費税の課される物品が強制換仙手続により換価された場合において、國税に關する法律の規定によりその物品につき消費税(その滞納処分費を含む。以下この項、次項及び第五十三条第一項(國税の徴収の所轄)において同じ。)の納税義務

が成立するときは、その充代金のうちからその消費税を徴収することができる。

2 稅務署長は、前項の規定により消費税を徴収するときは、あらかじめその執行機關(國税徴収法第二条(用語の定義)に規定する執行機関をいう。以下同じ。)及び納税者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の通知があつた場合において、第一項の換価がされたときは、その納税者につきその通知によることを要するところが認めた。この場合においては、その稅務署の當該職員は、その金額を限度として、直ちにそ

第二款 滞納処分
(滞納処分)
第四十条 稅務署長は、第三十七条(督促)の規定による督促に係る國税がその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納されない場合、第三十八条第一項(線上請求)の規定による請求に係る期限までに完納されない場合その他の國税に係る國税がその請求に係る期限までに完納されない場合その他の國税に係る國税がその規定により滞納処分を定めた場合には、同法その他の法律の規定により滞納処分を行なう。

第三節 雜則
(第三者の納付及びその代位)
第四十一条 國税は、これを納付すべき者のために第三者が納付することができる。

2 國税の納付について正当な利益を有する第三者又は國税を納付すべき者の同意を得た第三者が國税納付した場合において、その國税を担保するため抵当権(根抵当であるものを除く。)が設定されるとときは、これらの者は、その納付により、その抵当権につき國に代位することができる。

3 前項の場合において、第二項(更正又は決定期)の規定による決定において、第一項の換価がされたときは、その納税者につきその通知によることを要するところが認めた。この場合においては、その稅務署の當該職員は、その金額を限度として、直ちにそ

(債権者の代位及び詐害行為の取消し)
第四十二条 民法第四百二十三条规定は、前項の規定による督促に係る國税の徴収に關して準用する。

第三節 国税の徴収の所轄
(債権者の代位)及び第四百二十四条(詐害行為の取消し)の規定は、

「現在の納税地」という。)を所轄する稅務署長が行なう。ただし、保稅地域からの引取りに係る消費稅の納稅地(以下この条において

ては、その保稅地域(当該政令で定める消費稅については、政令で定める場所)の所在地を所轄する稅務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税については、次の各号の一に該当する場合には、當該各号の一に掲げる稅務署長は、前項本文の規定にかかるわざ、當該各号に規定する國稅について徴収に係る処分をすることができる。

3 前項の場合において、第二項(更正又は決定期)の規定による決定において、第一項の換価がされたときは、その納付により、その抵当権につき國に代位することができる。

一 第三十条第二項(更正又は決定期の所轄の特例)の更正若しくは決定(当該更正又は決定により確定されたものとみなし、その執行機関に対する通知は、國税の執行機関に規定する交付要求(以下「交付要求」という。)とみなす。

第三十三条第二項第二号(賦課決定の所轄の特例)の賦課決

定があつた場合において、これらの処分に係る國税につき、これららの処分をした後においても引き続きこれらの項に規定する事由があるとき。当該処分をした稅務署長

二 これらの國税につき納付すべき稅額が確定した時以後にその納稅地に異動があつた場合において、その異動に係る納稅地で現在の納稅地以外のもの（以下この号において「旧納稅地」といふ）を所轄する稅務署長においてその異動の事實が知れず、又はその異動後納稅地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき。旧納稅地を所轄する稅務署長

3 國稅局長は、必要があると認めるとときは、その管轄区域内の地域を所轄する稅務署長からその徵收する國稅について徵收の引継ぎを受けることができる。

4 前項の規定により徵收の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた國稅局長は、遲滞なく、その旨をその國稅を納付すべき者に通知するものとする。

（更生手続等が開始した場合の徵收の所轄厅の特例）

开始があつた場合には、当該会社の國稅を徵收することができる國稅局長、稅務署長又は稅關長は、當該会社の本店（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる營業所。以下この項において同じ。）の所在地を所轄する國稅局長、稅務署長又は稅關長に對し、その徵收することができた國稅の徵收の引継ぎをすることができる。ただし、更生事件がその本店以外の營業所又は財產の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する國稅局長、稅務署長又は稅關長に徵收の引継ぎをすることができた。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により徵收の引継ぎがあつた場合について準用する。

（國稅局長又は稅關長が徵收する場合の競合規定）

第四十五条 第四十三条第一項ただし書（稅關長による徵收）の規定により稅關長が徵收する場合若しくは前条第一項の規定により稅關長が徵收の引継ぎを受けた場合又は第四十三条第三項（徵收の引継ぎ）若しくは前条第一項の規定により稅關長が徵收の引継ぎを受けた場合は、その國稅の徵收の特例及びこの節を除く。）の規定の適用については、「稅務署長」又は「稅務署」とあるのは、それは「國稅局長」若しくは「國稅局」とする。

（強制換価の場合の消費稅の徵收の特例）及びこの節を除く。の規定の適用については、「稅務署」の規定の適用については、その法定納稅期日以後に到来するもののうちその申請の日以前に納付すべき稅額の確定したもの

第四章 納稅の猶予及び担保

第一節 納稅の猶予

（納稅の猶予の要件等）

第四十六条 國稅局長又は稅務署長は、震災、風水害、落雷、火災その他これら類する災害により納稅者がその財產につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき國稅で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるとある。

2 稅務署長（第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十条第一項（國稅の徵收の所轄厅）の規定により稅關長又は國稅局長が國稅の徵收を行なう場合には、その稅關長又は國稅局長。以下この章において「稅務署長等」といふ）は、次の各号の一に該当する事実に該当する場合（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、その國稅（延納に係る國稅を除く。）の納期限（納稅の期間）を限り、その國稅の全部又は一部の納稅を猶予することができる。

3 稅務署長等は、次の各号に掲げる國稅（延納に係る國稅を除く。）の納稅者につき、当該各号に掲げる稅額に相當する國稅を一時に納付することができない理由があると認められる場合には、その納付することができないと認められる納稅者がその國稅を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、納稅者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その納稅を猶予することができる。

一 申告納稅方式による國稅（その附帶税を含む。）の法定申告期限から一年を経過した日以

の成り立った國稅（政令で定めるものを除く。）での納期限（納稅の告知がされていない源泉徵收等による國稅については、その法定納期限）がその損失を受けた日以後に到来するもののうちその申請の日以前に納付すべき稅額の確定したもの

一 納稅者がその財產につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盜難にかかる災害を受けたこと。

二 納稅者がその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したこと。

三 納稅者がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四 納稅者がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五 前各号の一に該当する事実に該する事実があつたこと。

六 稅務署長等は、次の各号に掲げる國稅（延納に係る國稅を除く。）の納期限（納稅の期間）を限り、その國稅の全部又は一部の納稅を猶予することができる。

（強制換価の場合の消費稅の徵收の特例）及びこの節を除く。の規定の適用については、その法定納稅期日以前に納付すべき稅額の確定したもの

一 申告納稅方式による國稅（その附帶税を含む。）の法定申告期限から一年を経過した日以

より、その猶予期間内に猶予をした金額を納付することができない。と認めるときも、また同様とする。

（強制換価の場合の消費稅の徵收の特例）及びこの節を除く。の規定の適用については、その法定納稅期日以前に納付すべき稅額の確定したもの

一 申告納稅方式による國稅（その附帶税を含む。）の法定申告期限から一年を経過した日以

登記を受けた建設機械で、保険に附したもの
五 鉄道財團、工場財團、銳業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團、港湾運送事業財團及び道路交通事業財團
六 税務署長等が確実と認める保証人の保証
七 金錢
(担保の変更等)

第五十一条 税務署長等は、国税につき担保の提供があつた場合において、その担保として提供された財産を処分するときは、その担保と同一の国税及び処分費に充ててなお不足があると認めるときは、税務署長等は、当該担保を提供した他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき金額を完納せず、かつ、当該担保を提供した者に対して滞納処分を執行してもなお不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。

第五十四条 この法律に定めるものほか、担保の提供の手続その他担保に関する手続については、政令で定める。

第五十五条 納税の猶予又は滞納処分に関する猶予を受けた者がその猶予に係る国税を納付するため、國税の納付に使用することができる。この場合においては、その者又は居所の所在地を所轄する税務署長に対し、その旨を通知しなければならない。

第五十六条 国税の徴収の所轄庁の規定により税關長又は國稅局長が國稅の徴収を行なう場合には、その税關又は國稅局。以下この条において同じ。)の当該職員は、その證券があるときは、政令で定める

ところにより、還済なく、金銭で還付しなければならない。

(充當)

第五十七条 国税局長、税務署長又は税關長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者につき還付すべきこととなつてある国税があるときは、前条の規定による還付に代えて、還付金等をその国税に充當しなければならない。この場合において、その国税のうちに延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、ます

いる国税があるときは、前条の規定による還付に代えて、還付金等をその国税に充當しなければならない。この場合において、その国税のうちに延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、ます

延滞税又は利子税の計算の基礎となる国税に充當しなければならない。

2

前項の規定による充當があつた場合には、政令で定める充當をするのに適することとなつた時に、その充當をした還付金等に相当する額の国税の納付があつたものとみなす。

3

国税局長、税務署長又は税關長は、第一項の規定による充當をしたときは、その旨をその充當に係る國税を納付すべき者に通知しなければならない。

(還付加算金)

第五十八条 国税局長、税務署長又は税關長は、還付金等を還付し、又は充當する場合には、その還付金等に係る國税の納付があつた日の翌日からその還付のための支払

決定の日又はその充當の日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適なつた日）までの期間（他の国税に関する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間）に応じ、その金額百円につき一日二錢の割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付し、又は充當すべき金額に加算しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除する。

3 二以上の納期又は二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納が生じた場合には、その過誤納の金額に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのばつて求めた金額の過誤納がそれぞれの納付の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 適法に納付された国税が、その違法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基づき過誤となつたときは、その過誤の金額に相当する国税は、その過誤となつた日に納付があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

2 還付金等の請求権につき仮差押えがされている期間

三 国税局長、税務署長又は税關長が国税に係る過誤納金のあることをその還付を受けるべき者

に通知した場合において、その通知書を発した日の翌日から起算して一月を経過する日までに請求があつた日までの期間

その還付の請求がなかつたとき。その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

に通知した場合は、その時に国税にされたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づきその国税について更正が行なわれたときは、その更正により過誤となつた金額に相当する国税（その附帯税で当該更正に伴い過誤となつたものを含む。）は、その更正があつた日（当該理由に基づき国税に関する法律の規定により更正がされた日を含む。）に納付されたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 申告納税方式による国税で過誤納に係るもの納付がその国税の法定納期限前にあつたときは、その納付の日の翌日から下「還付加算金」という。）をその還付し、又は充當すべき金額に加算しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除する。

3 二以上の納期又は二回以上の分

割納付に係る国税につき過誤納が生じた場合には、その過誤納の金額に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのばつて求めた金額の過誤納がそれぞれの納付の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 適法に納付された国税が、その違法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基づき過誤となつたときは、その過誤の金額に相当する国税は、その過誤となつた日に納付があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

2 前項の規定に該当する納付があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為

の無効であることに基づいて失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他のこれらに準ずる政令で定める理由に基づきその国税について更正が行なわれたときは、その更正により過誤となつた金額に相当する国税（その附帯税で当該更正に伴い過誤となつたものを含む。）は、その更正があつた日（当該理由に基づき国税に関する法律の規定により更正がされた日を含む。）に納付されたものとみなして、第一項の規定を適用する。

5 申告納税方式による国税の納付があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為

となつたときは、その時に国税に係る過誤納があつたものとみなして、第三条の規定を適用する。

第六章 附帯税 第一節 延滞税及び利子税

(延滞税)

第六十条 納税者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付しなければならない。

一期限内申告書を提出した場合において、当該申告書の提出に当該法定納期限までの期間

より納付すべき国税を法定納期限までに完納しないとき。

二期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定を受けた場合において、

より納付すべき国税を法定納期限までに完納しないとき。

二期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは第三十五条(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき国税があるとき。

三 紳税の告知を受けた場合において、当該告知により納付すべき国税(第五号及び第六号に規定する国税並びに不納付加算税及び重加算税を除く。)をその法定納期限後に納付するとき。

四 所得税法第三章(予定納税及び予定申告)の規定による予定納税又は予定申告に係る所得税を法定納期限までに完納しないとき。

五 源泉徴収等による国税(所得

ととなつたときは、その時に国税にされたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他の理由によりその納付の必要がないこと

付)の規定により納付すべき所 得税を含む。以下次条第二項に おいて同じ。)をその法定納期限までに完納しないとき。

六 納税義務の成立の際印紙をは ることにより納付すべきものとされている国税(印紙税を除く。以下次項において同じ。)を その成立の際完納しないとき。

2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限(純損失の繰戻し等による還付金額が過大であつたことにより納付すべきこととなつた国税その他政令で定める国税については、政令で定める日)の翌日からその国税を完納するまでの期間に応じ、その未納の税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。ただし、督促状を発する前の期間については督促状を発した日から起算して、同項の規定を適用する。

3 第一項の納税者は、延滞税をその額の計算の基礎となる国税にあわせて納付しなければならない。

4 延滞税は、その額の計算の基礎となる税額の計算の基礎となる税額の額の計算の基礎となる税目(延滞税)とする。

第六十一条 修正申告書(偽りその他不正の行為により國税を免れ、又は國税の還付を受けた納税者が當該國税についての調査があつたことにより当該申告書を除く。)の提出又は更正(偽りその他不正の行為により國税を免れ、又は國税の還付を受けた納税者についてされた當該國税に係る更正を除く。)があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該申告書の提出又は更正により納付すべき國税については、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。

2 源泉徴収等による国税で次の各号の一に該当するものについては、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。ただし、同項の規定を適用して、同項の規定を適用する。たゞ、當該各号に掲げる期間を控除して、その國税を法定納期限までに納付しなかつたことについて偽りその他不正の行為がある場合(第二号に掲げる國税については、当該國税についての調査があつたことにより当該國税について第三十

二 前号に掲げるものを除き、法定納期限から一年を経過する日後に納付された國税 その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間における更正通知書が発せられた日までに提出される場合においては、その期間に對応する部分の金額は、免除する。ただし、第四十九条第一項(納稅の猶予の取消し)又は同法第百五十四条第一項(納付処分の停止の取消し)の規定による取消しの基準となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に對応する部分の金額については、國稅局長、稅務署長又は稅關長は、その免除をしないことができる。

2 第九条(期限の延長)の規定により國稅の納期限を延長した場合は、その國稅に係る延滞税のうちその延長をした期間に對応する部分の金額は、免除する。

3 第四十六条第二項第三号、第四号若しくは第五号(同項第三号又は第四号に該当する事實に類する事実に係る部分に限る。)(事業の廢止等による納稅の猶予)の規定による納稅の猶予又は源泉徴収法第六十三条第四十六条第一項若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事實に類する事實に係る部分に限る。)(災害等による納稅の猶予)の規定による納稅の猶予をした場合において、納稅者が次の各号の一に該当するときは、國稅局長、

税率署長又は稅關長は、その猶予をした國稅に係る延滞税につき、猶予をした期間に對応する部分の金額でその納付が困難と認められ

村請求申告書」という。)を含む。以下この号において同じ。)が提出されている場合においては、その期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正申告書が発せられたとき。その期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日後に当該修正申告書を除く。)の提出又は更正(偽りその他不正の行為により國稅を免れ、又は國稅の還付を受けた納税者についてされた當該國稅に係る更正を除く。)があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該申告書の提出又は更正により納付すべき國稅については、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。

2 源泉徴収等による国税で次の各号の一に該当するものについては、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。ただし、同項の規定を適用して、同項の規定を適用する。たゞ、當該各号に掲げる期間を控除して、その國稅を法定納期限までに納付しなかつたことについて偽りその他不正の行為がある場合(第二号に掲げる國稅については、当該國稅についての調査があつたことにより当該國稅について第三十

二 前号に掲げるものを除き、法定納期限から一年を経過する日後に納付された國税 その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間における更正通知書が発せられた日までに提出される場合においては、その期間に對応する部分の金額は、免除する。ただし、第四十九条第一項(納稅の猶予の取消し)又は同法第百五十四条第一項(納付処分の停止の取消し)の規定による取消しの基準となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に對応する部分の金額については、國稅局長、稅務署長又は稅關長は、その免除をしないことができる。

2 第九条(期限の延長)の規定により國稅の納期限を延長した場合は、その國稅に係る延滞税のうちその延長をした期間に對応する部分の金額は、免除する。

3 第四十六条第二項第三号、第四号若しくは第五号(同項第三号又は第四号に該当する事實に類する事実に係る部分に限る。)(事業の廢止等による納稅の猶予)の規定による納稅の猶予又は源泉徴収法第六十三条第四十六条第一項若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事實に類する事實に係る部分に限る。)(災害等による納稅の猶予)の規定による納稅の猶予をした場合において、納稅者が次の各号の一に該当するときは、國稅局長、

申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めることにより計算した金額を控除した税額）に係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を徴収する。

4 第一項又は第二項の規定は、消費税については、適用しない。
（加算税の税目）
第六十九条 過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税（以下「加算税」という。）は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間

第一節 国税の更正、決定等の期間制限

3 前条第一項の規定に該当する場合（同項ただし書又は同条第二項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかつたときは、

（国税の更正、決定等の期間制限）
第七十条 次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から三年を経過した日（同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日とのいすれか遅い日）以後においては、することができない。

税務署長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるものを除く。）その更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る当該更正についても、當該申告書を提出した日）

2 前項各号に掲げる更正又は賦課決定で次に掲げるものは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期限又は日から五年を経過した日以後における日まで、することができる。

一 納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定
二 純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正又はこれらの金額があるものとする更正

三 純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを減少させる更正

四 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税についての更正又は賦課決定

五 前各号に掲げるものを除き、法定申告期限から三年を経過した日以後に期限後申告書の提出があつた場合にあっては、することができない。

一 更正（第三項の規定に該当するものを除く。）その更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る当該更正についても、當該申告書を提出した日）

3 第二十五条（決定）の規定による決定又はその決定又は更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書の提出がない場合にする当該決

定又は更正については、政令で定める日）から五年を経過した日以後においては、することができない。

4 次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から五年を経過した日以後においては、することができる。
（当該裁決等又は更正を受けた者に係るものについての更正決定等）
当該裁決等又は更正があつた日から六月間

2 前項各号に掲げる国税の提出を要する国税で当該申告書の提出がなかつたもの 当該申告書の提出期限

一 課税標準申告書の提出を要する國税で当該申告書の提出がなかつたもの 当該申告書の提出期限

二 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税その納稅義務の成立の日

（国税の更正、決定等の期間制限の特例）

第七十一条 更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は賦課決定（以下「更正決定等」という。）で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げるものは、

当該各号に掲げる期間の満了する日が前条の規定により更正決定等をすることができる期間（以下「通常の除斥期間」という。）の満了する日後に到来する場合には、前条の規定にかかるわらず、当該各号に掲げる期間においても、することができる。

一 更正（第三項の規定に該当するものを除く。）その更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る当該更正についても、當該申告書を提出した日）

二 第二十五条（決定）の規定による決定又はその決定又は更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書の提出がない場合にする当該決

定又は更正については、政令で定める日）から五年を経過した日以後においては、することができない。

三 第二十五条（決定）の規定による決定又はその決定又は更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書の提出がない場合にする当該決

定又は更正については、政令で定める日）から五年を経過した日以後においては、することができない。

四 第二十五条（決定）の規定による決定又はその決定又は更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書の提出がない場合にする当該決

定又は更正については、政令で定める日）から五年を経過した日以後においては、することができない。

五 第二十五条（決定）の規定による決定又はその決定又は更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書の提出がない場合にする当該決

定又は更正については、政令で定める日）から五年を経過した日以後においては、することができない。

（国税の徵收権の消滅時効）
第七十二条 国税の徵收を目的とする國の権利（以下この節において「国税の徵收権」という。）は、その権利（その滞納処分費を除く。）において「裁決等」という。）による原処分の異動又は更正の請求に基づく更正に伴つて課税標準等又は税額等に異動を生ずべき國税（当該裁決等又は更正に係る國税の属する税目に属するものに限る。）で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものについての更正決定等）
当該裁決等又は更正があつた日から六月間定又は更正については、政令で定める日）から五年を経過した日以後においては、することができない。

（国税の徵收権の消滅時効）
第七十三条 国税の徵收を目的とする國の権利（以下この節において「国税の徵收権」という。）は、その権利（その滞納処分費を除く。）において「裁決等」という。）による原処分の異動又は更正の請求に基づく更正に伴つて課税標準等又は税額等に異動を生ずべき國税（当該裁決等又は更正に係る國税の属する税目に属するものに限る。）で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものについての更正決定等）
当該裁決等又は更正があつた日から六月間

法定納期限（前条第一号に掲げる更正決定等により納付すべきものについては、同号に規定する裁決等又は更正があつた日とし、国税に關する法律に法定納期限の定めがない国税（国税の滞納処分費を含む。）については、その国税の徵収權を使用することができる日とする。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税の徵収權の時効について
は、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 国税の徵収權の時効について
(時効の中止及び停止)

第七十三条 国税の徵収權の時効は、次の各号に掲げる处分に係る部分の國税については、その处分の効力が生じた時に中止し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一 更正又は決定 その更正又は決定により納付すべき国税の第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）の規定による納期限までの期間

二 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式

による国税の重加算税）の規定によるものに限る。)に係る賦課すべきこれらの国税の第三十五条第三項の規定による納期限までの期間

三 納税に関する告知 その告知に指定された納付に關する期限までの期間

四 督促 督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日(同日以前に国税徵収法第四十七条第二項(繰上差押)の規定により差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間

五 交付要求 その交付要求がされている期間(国税徵収法第八十二条第二項(交付要求)の通知がされていない場合があるときは、その期間を除く。)

2 第七十二条第二項及び第三項(国税の徵収權の消滅時効の絶対的効力等)の規定は、前項の場合について準用する。

第八章 不服審査及び訴訟

第一節 不服審査

第一款 通則

(行政不服審査法との関係)

第七十五条 国税に關する法律に基づく处分に対する不服申立てについて準用する。

3 国税の徵収權の時効は、延納、納税の猶予又は徵収若しくは滞納処分に係る猶予に係る部分の国税(当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税及び利子税を含む。)につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない。

第一款 異議申立て

第七十六条 国税に關する法律に基づく処分(行政不服審査法第四条

4 国税(附帯税及び国税の滞納処分を除く。)についての国税の徵収權の時効が中止し、又は当該国税が納付されたときは、その中止し、又は納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税についての

国税の徵収權につき、その時効が中止する。

第三節 還付金等の消滅時効

(還付金等の消滅時効)

第七十四条 還付金等に係る国に對する請求権は、その請求をすることができる日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 第七十二条第二項及び第三項(国税の徵収權の消滅時効の絶対的効力等)の規定は、前項の場合について準用する。

2 第七十二条第二項及び第三項(国税の徵収權の消滅時効の絶対的効力等)の規定は、前項の場合について準用する。

第一節 不服審査

第一款 通則

(行政不服審査法との関係)

第七十五条 国税に關する法律に基づく処分に対する不服申立てについて準用する。

3 第一項の場合において、天災その他同項の期間内に異議申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に同項の異議申立てをすることができる。

4 異議申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし正当な理由があるときは、この限りでない。

第二款 異議申立て

第一項の異議申立てをする場合は、現在の納稅地を所轄する稅務署長がしたものとみなす。

2 前項の異議申立てをする者は、

異議申立て書にその処分に係る稅務署長に対してもなければならぬ。

第一項第七号(不服申立てをすることができるものとする。以下この節において同じ。)で國税庁長官、國税局長、稅務署長又は稅關長がしたものに不服がある者は、その処分があつたことを知つた日(その処分に係る通知を受けたときは、その受けた日。以下この節において同じ。)の翌日から起算して一月以内に、その処分をした國税庁長官、國税局長、稅務署長又は稅關長に対し、異議申立てをすることができる。

2 第七十九条第一項第一号(審査請求をすることができる処分)に掲げる処分における異議申立て(立先等)

第一項第七号(不服申立てをする場合は、現在の納稅地を所轄する稅務署長がしたものとみなす。以下この節において同じ。)があつた時以後にその納稅地に異動があつた場合において、その処分の際ににおける納稅地を所轄する稅務署長と

第一項における納稅地に異動があつた場合において、その処分の際ににおける納稅地を所轄する稅務署長と

5 次に掲げる処分については、第一項の規定にかかわらず、異議申立てをすることができない。

一 不服申立てについての決定又は裁決その他のこの節又は行政不服審査法の規定による処分

二 第七十九条第一項第一号(審査請求をすることができる処分)に掲げる処分

三 異議申立て書にその処分に係る稅務署長がしたものとみなす。

4 前項の異議申立てをする者は、

異議申立て書にその処分に係る稅務署長がしたものとみなす。

5 次に掲げる処分については、第一項の規定にかかわらず、異議申立てをすることができない。

一 不服申立てについての決定又は裁決その他のこの節又は行政不服審査法の規定による処分

二 第七十九条第一項第一号(審査請求をすることができる処分)に掲げる処分

三 異議申立て書にその処分に係る稅務署長がしたものとみなす。

4 前項の異議申立てをする者は、

異議申立て書にその処分に係る稅務署長がしたものとみなす。

5 次に掲げる処分については、第一項の規定にかかわらず、異議申立てをすることができない。

一 不服申立てについての決定又は裁決その他のこの節又は行政不服審査法の規定による処分

二 第七十九条第一項第一号(審査請求をすることができる処分)に掲げる処分

三 異議申立て書にその処分に係る稅務署長がしたものとみなす。

4 前項の異議申立てをする者は、

異議申立て書にその処分に係る稅務署長がしたものとみなす。

5 次に掲げる処分については、第一項の規定にかかわらず、異議申立てをすることができない。

一 不服申立てについての決定又は裁決その他のこの節又は行政不服審査法の規定による処分

二 第七十九条第一項第一号(審査請求をすることができる処分)に掲げる処分

三 異議申立て書にその処分に係る稅務署長がしたものとみなす。

4 前項の異議申立てをする者は、

異議申立て書にその処分に係る稅務署長がしたものとみなす。

2 更正決定等について税務署長に對し異議申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は賦課決定について國税局長に対し審査請求がされたときは、当該異議申立てがされている税務署長は、その異議申立て等を当該國税局長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

3 前二項の規定により異議申立て等がこれらの規定に規定する國税局長に送付された日に、当該國税局長は、國税に關する法律の規定に基づく処分に対する不服申立てについて決定又は裁決をする場合に、國税庁又は当該國税局に附置された協議團の議決に基づいてこれをしなければならない。

4 第七十八条（異議申立て事件の決定機関の特例）の規定は、前項の場合について準用する。

官報(号外)

2 前項の規定の適用がある場合は、その不服申立てを受けた者は、当該不服申立てについての決定又は裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。（協議團による審理）

第八十三条 国税庁長官又は国税局長は、國税に關する法律に基づく処分に対する不服申立てについて決定又は裁決をする場合には、國税庁又は当該國税局に附置された協議團の議決に基づいてこれをしなければならない。

2 協議團の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（不服申立てと国税の徴収との關係）

4 第七十八条（異議申立て事件の決定機関の特例）の規定は、前項の場合について準用する。

第八十四条 国税に關する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）による換価及び配当は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することについてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税園長は、必要があると認めたときは、前項の不服申立てをした者に申立てにより又は職權限りでない。

2 前項の規定の適用がある場合は、この節及び他の国税に關する法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二号）その他の一般の行政事件訴訟に關する法律の定めによるところによる。

（不服申立ての前置等）

第八十七条 国税に關する法律に基づく処分（第八十五条（不服申立てについての規定による差押えをしないこと）又は既に解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、その差押えをしないこと若しくはその差押えを解除することを求めた場合において同じ。）で不服申立てをすることができる処分を除く。以下この節において同じ。）で不服申立てをすることができる処分（審査請求をすることができるもの（異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるもの（異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるもの）を含む。）を除く。）にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決についての訴訟にあつては審査請求をすることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他の決定又は裁決についての訴訟にあつては審査請求をすることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときがあるとき。

四 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他の決定又は裁決についての訴訟にあつては審査請求をすることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

2 国税に關する法律に基づく処分についてされた異議申立て又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をしたときにその処分についての訴訟が係属している場合には、その決定書又は裁決書の副本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。（證拠申出の順序）

第八十八条 国税に關する法律に基づく処分に係る行政事件訴訟法第三条第一項（抗告訴訟）に規定する抗告訴訟においては、裁判所が相手

方当事者となつた国税庁長官、國稅局長、稅務署長、稅關長その他の行政機關の長の主張を合理的と認めたときは、その訴えを提起した者がまず証拠の申出をし、その後に相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2 相手方当事者は、前項の規定にかかるわらず、隨時証拠の申出をすることができる。

(納稅管理人)

第八十九条 個人である納稅者がこの法律の施行地に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、若しくは有しないこととなる場合又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である納稅者がこの法律の施行地にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納稅申告書の提出その他の国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所有する者で当該事項の処理につき便宜を有するものうちからい。

2 納稅者は、前項の規定により納稅管理人を定めたときは、当該納稅管理人を定めたときも、また同様とする。

(國稅の課稅標準の端數計算等)

第九十条 国稅(印紙稅及び附帶稅を除く。以下この条及び次条において同じ。)の課稅標準(その税率は、一円未満の端數があるとき

の適用上課稅標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。(以下この条において同じ。)を計算する場合において、その額に百円未満の端數があるとき、又はその全額が百円未満であるとき、又は、その端數金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令で定める國稅の課稅標準について、前項の規定にかかるわらず、その課稅標準に一円未満の端數があるとき、又はその全額が一千円未満であるときは、その端數金額又はその全額を切り捨てる。

3 附帶稅の額を計算する場合において、その計算の基礎となる稅額に千円未満の端數があるとき、又はその稅額の全額が二千円未満であるときは、その端數金額又はその全額を切り捨てる。

(國稅の確定金額の端數計算等)

第九十一条 国稅の確定金額に一千未満の端數があるとき、又はその全額が百円(国稅の滞納処分費については、十円)未満であるときは、その端數金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令で定める國稅の確定金額について、前項の規定にかかるわらず、その確定金額に一千円未満の端數があるとき、又はその全額が一千円未満であるときは、その端數金額を一円未満の端数があるとき、又はその全額を切り捨てる。

(供託)

第九十三条 民法第四百九十四条(供託による免責)並びに第四百九十五条第一項及び第三項(供託の方法)の規定は、國稅に関する法律の規定により納稅者その他の者にかかるわらず、その端數金額を一以上納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合において、その納付の期限ごとに分割金額に十円未満(前項に規定する國稅に係るものについて、その端數があるとき

は、その端數金額は、すべて最初の納付の期限に係る分割金額に合算するものとする。

4 附帶稅の確定金額に十円未満の端數があるとき、又はその全額が五百円未満であるときは、その端數金額又はその全額を切り捨てる。

(還付金等の端數計算等)

第九十二条 還付金等の額に一円未満の端數があるときは、その端數金額を切り捨てる。

2 還付金等の額が一円未満であるときは、その額を一円として計算する。

3 還付加算金の確定金額に十円未満の端數があるとき、又はその全額が三百円未満であるときは、その端數金額又はその全額を切り捨てる。

4 還付加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる還付金等の額に千円未満の端數があるとき、又はその還付金等の額が千円未満であるときは、その端數金額を切り捨てる。

(供託)

第九十三条 民法第四百九十四条(供託による免責)並びに第四百九十五条第一項及び第三項(供託の方法)の規定は、國稅に関する法律の規定により納稅者その他の者にかかるわらず、その端數金額を一以上納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合において、その納付の期限ごとに分割金額に十円未満(前項に規定する國稅に係るものについて、その端數があるとき

は、その端數金額を切り捨てる。

(政令への委任)

第九十六条 この法律に定めるもののか、この法律の規定による通知に係る事項及び納稅の猶予に関する申請の手続その他のこの法律の実施のための手續その他その執行に関し必要な事項は、政令で定められる。

2 前項の規定にかかるわらず、その端數金額又はその全額を切り捨てる。

附則

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第八章(不服審査及び訴訟)の規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(從前の税法に基づく処分又は手続の效力)

第二条 この法律の施行前に、この法律の施行前の國稅に関する法律(以下「從前の税法」という。)の規

とは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。よつてした更正、告知、督促、徵收猶予、担保の徵取又は申告、申請、請求、證明、納付委託その他の処分又は手続で、この法律に相当規定があるものは、この附則又は他の國稅に関する法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の相当の規定によつてした相当の処分又は手續とみなす。

(申告納稅方式による國稅の加算稅の納付に関する経過措置)

第三条 第三十五条第三項(加算稅の納付)の規定は、この法律の施行後に賦課決定通知書を発した場合について適用する。

(線保全差押に係る経過措置)

第四条 第二十八条第三項及び第四項(線保全差押)の規定は、この法律の施行後に納稅義務が成立した國稅について適用する。

(還付加算金に係る経過措置)

第五条 第五十八条(還付加算金)の規定は、この法律の施行後に支払決定又は充當をする還付金等に加算すべき金額について適用する。

ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものの計算については、從前の税法の例による。

(延滞稅に係る経過措置)

第六条 第六章第一節(延滞稅)の規定は、この条又は他の法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後に納付する國稅について適用する。この場合において、この法律の施行前の期間に対応する部分の延滞稅は、納付することを要しない。

2 前項前段の規定を適用する場合において、延滞税の納付の基となる国税につき、この法律の施行前に、従前の税法の規定により督促状が発せられているときは、当該国税につき納付すべき延滞税の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 当該国税につき、この法律の施行後の期間に応じ、従前の税法の規定により納付すべき利子税額の計算に準じて計算した金額と、従前の税法の簡易利子税額（従前の税法の額百円につき一日二錢とする。）

二 当該国税につき、この法律の施行後の期間（その督促状を発した日から起算して十日を経過した日の翌日がこの法律の施行後であるときは、同日以後の期間）に応じ、従前の税法の規定により徴収すべき延滞加算税額の計算に準じて計算した金額（従前の税法の簡易利子税額に対する割合）

3 前項第一号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額から次条の規定により徴収した金額を控除した金額とする。

4 項の規定による延滞税については、その納付の基となつた国税に係る利子税額又は延滞加算税額につき従前の税法の規定によりされた督促又は滞納処分をもつて、当該延滞税の督促又は滞納処分がされたものとみなす。

（利子税額及び延滞加算税額に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた国税につき、従前の税法の規定により納付し、又は徴収すべきであつた利子税額及び延滞加算税額（延滞加算税額については、この法律の施行前に従前の税法の規定による督促がされた国税に係るものに限る。）

2 前項の規定により徴収すべき過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額の賦課については、従前の税法の例による。

3 再調査の請求又は審査の請求につき、附則第一条ただし書に規定する日前にされた国税局長官、国税局長、税務署長又は税關長の決定については、この法律又は行政不服審査法の規定による不服申立てをすることができない。前項の規定によりこの法律の施行後にされる決定についても、同様とする。

（国税の更正、決定等の期間制限の特例に関する経過措置）

第十一条 第七十二条（国税の更正、決定等の期間制限の特例）の規定は、この法律の施行後に法定申告期限又は課税標準申告書の提出期日までとする。

2 前項の場合において、同項の利子税額でこの法律の施行後において更正又は決定により納付すべきこととなるものについては、従前ものとし、その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる国税の額百円につき一日二錢とする。

3 前項第一号に掲げる金額を計算する場合において、同号の規定により計算した金額が、同号の督促措置（利子税額等の徴収に関する経過措置）

第八条 前条の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額及び延滞加算税額は、国税の徴収に関する法律の規定について、延滞税の額とみなす。

2 附則第一条ただし書に規定する日前までは、従前の税法の例によつては、附則第一条ただし書に規定する法律の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案による。

2 附則第一条ただし書に規定する日前までは、従前の税法の例によつては、附則第一条ただし書に規定する日前にされた再調査の請求又は審査の請求（同日前にされた再調査の請求に係るものと含む。）については、同日後も、従前の税法の例による。

（国税の確定金額の端数計算に関する経過措置）

第十二条 第九十二条（国税の確定金額の端数計算等）の規定は、この法律の施行後に計算する国税の法律の施行後に計算する国税の確定金額（附則第六条第二項の規定により計算する延滞税の額を除く。）について適用し、この法律の施行前に計算した国税の確定金額については、従前の税法の規定により計算したところによる。

2 第二章 その他の法令の一部改正（第三十〇条第一第三十九条）

2 附則第一章の一部を次のように改正する。

（所得税法の一部改正）

第一条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 予定納税に関する通則（第二十五条の三・第二十五条の五）」を「第四節 予定納税に関する通則（第二十五条の三・第二十五条の四）」に、「第七章 再調査、審査及び訴訟（第四十八条第一項第一号）」を「第七章 削除」に改める。

第一条第三項第二号中の「法人の下に「（国税通則法第十三条に規定する人格のない社団等（以下人格のない社団等といふ。）を除く。以下本項において同じ。）」を加え、

（不不服申立てに関する経過措置）

第十二条 従前の税法に規定する再調査の請求、審査の請求及び訴訟

よつて国会法第八十三により送付する。

昭和三十七年三月二十七日

衆議院議長 澄瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

國税通則法の施行等に伴う関係法

令の整備等に関する法律案

國税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案

（同条第五項中「会社以外の法人」の

下に「(人格のない社団等を除く。以下本項において同じ。)」を加え、同条第七項を削る。

第三条第一項中「法人には、」の下に「その所得につき」を加え、「法人たる労働組合」を「労働組合法人たる労働組合」に、「第五十九条第七項」に、「第五十九条第七項」に、「第五十四条第一項の規定に基づく」を「第五十四条第一項の規定に基づく」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第六条第七号中「法人の解散」を「法人(人格のない社団等を除く。以下第八号までにおいて同じ。)」の下に「(人格のない社団等を除く。以下第八号までにおいて同じ。)」を加える。

第九条第一項第二号中「法人」の下に「(人格のない社団等を除く。)」を加える。

第九条第一項第四号中「有する法人」の下に「(人格のない社団等を除く。以下第五号までにおいて同じ。)」を加える。

第十一条第一項第二号中「第五十六条第一項又は第五十七条第一項の規定により徴収する源泉徴収加算税額又は重加算税額、通行税法第十一條ノ三第一項又は第十二条ノ四第一項又は第五十七条第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額又は第十七条第一項の規定により引税法第十六条第一項乃至第四項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額又は第十七条第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額又は第十九条第一項の規定による納

の規定により徴収する延滞加算税額(第三章、第四章又は第六章の規定により納付又は徴収すべき所得税額に加算して徴収するものを除く。)」を延滞税又は過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税若しくは重加算税で所得税以外の国税に係るもの」に改め、同条第四項に次のたゞし書を加える。

ただし、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む者が納付した第五十四条の規定による利子税で、当該事業に係るこれらの所得に対する所得税額に対応するものとして命令で定めるものは、この限りでない。

第十条の二第七項を削る。

第十条の三第三項、第十五条第三項及び第四項、第十七条第一項並びに第十八条第四項中「第八項」を「第七項」に改める。

第二十一条の四第三項及び第二十一項の五第四項を削る。

第二十二条の二第二項及び第四項中による通知」を「による通知に係る書面」に、「なまなかつた」を「発しなかつた」に、「通知をなし」を「通知に係る書面を発した」に改める。

第二十二条の三第四項及び第二十四条第四項を削る。

第二十四条の二中「規定により通知をなした日から起算して二十日を経過した日」を「規定による通知に係る書面を発した日から起算して二十日を経過した日」に改め、同条

第二十五条第五項中「第十条の二第七項並びに」を削り、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十五条の五第一項中「規定による通知」の下に「に係る書面」を加え、「二十日前までになさなかつた」を「一箇月前までに発しなかつた」に、「当該通知をなした日」を「当該書面を発した日」に、

二十一日を経過した」を「一箇月を経過した」に、「国税徴収法第四十五条」を「国税通則法第三十七条」に改め、同条第二項中「納付すべき所得税」の下に「(当該所得税に係る延滞税を含む。)」を加え、「第十三条第三項、」を削り、「第四十七条第三項」を「第四十七条规定により充當」に改め、同条を

三十二条第三項、」を削り、「第四十七条第三項」を「第四十七条规定により充當」に改め、同条を

三十三条第三項第七号中「第四項若しくは第四十七条の規定により納付した若しくは徴収されたより納付した若しくは徴収された若しくは納付すべき若しくは徴収されるべき税額(第五十四条に規定するべき税額を除く。)」を「国

税管理人の届出」に改め、同条第二項中「第二八項を削る。

第二十六条の二第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二十七条 所得税につき、国税通則法第十九条の規定による修正申告書(以下修正申告書といふ)を提出する場合において、前に提出した申告書が青色であるときは、当該修正申告書は、青色申告書によらなければならぬ。この場合において、前に提出した申告書が前条第十項後段の規定により青色申告書以外の申告書とみなされるときは、青色申告書による修正申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

第二十六条第五項の規定は、修正申告書を提出することができる者の当該申告書に記載された修正後の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が千万円をこえることとなる場合について、これを準用する。

第二十七条の次に次の二条を加える。

(更正の請求の特則)

第二十七条の二 確定申告書若しくは損失申告書を提出した者又は国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者(これらの者の相続人を含む。)は、これらの申告書又は決定に係る年分の規定の適用を受けたことその規定の適用を受けたことその年の規定による納

税通則法第三十五条第二項の規定により納付した若しくは納付すべき税額に改め、同条第六項中「提出前に」を「提出期限前に当該申告書を提出しないで」に改め、同条第七項中「第六十六条に規定する」の各年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の計算上控除することができることによる決定を受けた者(これらの者の相続人を含む。)は、これらの申告書又は決定に係る年分の規定の適用を受けたことその年の規定による納

官報(号外)

となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた經濟的成果がその行為の無効であることによるに因して失われ、又は当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことにより、同法第二十三條第一項各号の事由が生じたときは、当該事由が生じた日後一箇月間を限り、政府に対し、これららの申告書又は決定（これららの申告書を提出し、又はその決定を受けた後、修正申告書を提出し、又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正を受けた場合は、当該修正申告書又は更正を含む。）に係る所得税額、徴収の猶予を受けようとする申出を「延納」に、「徴収を猶予」を「延納を許可」と改め、同条第二項中「徴収の猶予を受けようとする所得税額、徴収の猶予を受けようとする」を「延納を求めようとする所得税額及び」に改める。

第三十一条第二項中「第五十四条の規定によりあわせて納付又は徴収された利子税額」を「納付された延滞税」に、「係る利子税額」を「係る延滞税の額」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

前二項の規定により所得税額（国税通則法第五十八条及び第四項の規定により加算すべき金額を含む。）の還付をなす場合における同法第五十七条第一項の規定は、當該還付をなすべき金額を国税通則法第五十七条第一項の規定によりその年分の未納の所得税額に充當するときは、同法第五十八条第一項の規定は、當該還付をなすべき金額のうちその充當する金額については、これを適用しない。

第一項の規定による還付金に係る国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる期間は、確定申告書又は損失の金額、同項第四号の二に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は同項第七号に規定する所得税額について同法第二十三条第一項の規定による還付金に係る国税通則法第五十八条第一項に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は同項第七号に規定する所得税額について同法第二十九条第一項中「及び第六項乃至第八項」を、第六項及び第七項に改め、同条第二項中「第六項乃至第八項」に改め、同条第六項及び第七項の下に「及び第二十七条の二」を加え、同条第七項及び

以下第三十六条第六項において同じ。）までの期間（第一項の規定に基づく還付の請求がこれらの申告書の提出期限後になされた場合に、当該提出期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。）とする。

第三十一条に次の二項を加える。

第一項の規定による還付をなす場合において、その還付をなすべき金額を国税通則法第五十七条第一項の規定によりその年分の未納の所得税額に充當するときは、同法第五十八条第一項の規定は、當該還付をなすべき金額のうちその充當する金額については、これを適用しない。

第二十六条第三項第十一号及び第十二号に掲げる事項についても行なうことができる。

前項に規定する更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書には、国税通則法第二十八条第二項又は第三項に規定する事項を記載するほか、当該更正又は決定に係る第二十六条第三項に掲げる金額又は第二十六条の二第一項第一号に規定する還付の請求がなされたときは、当該請求がなされた日）の翌日から三箇月を経過した日から、その還付のため支払決定をなす日又は同法第五十七条第一項の規定により充當をなす日までの期間とする。

第四十五条第一項中「前条の更正」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正」に、「前条の規定」を「同法第二十条又は第二十六条の規定」に改め、同条第五項及び第八項を削る。

第三十六条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第五項及び第八項を削る。

第三十六条の二第三項中「第八項」を「第六項」に、「前二項」を「前五項」に改め、「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、「第七項」を「第六項」に改め、同条第八項中「第七項」を「第三七項」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条第一項中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税」に改め、同条第二項中「第九項」を「第七項」に改め、「第七項」に改め、同条第三項中「国税徵收法第七章」を「国税通則法第五章」に改める。

第四十一条第三項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第八項中「第七項」に改め、同条第九項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条第一項中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税」に改め、同条第四項中「更正」に改め、同条第四項中「更正」の例により「政府は」に改める。

第四十六条の二を削る。

第四十七条の見出しを「（更正又は決定）を「国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による」に改め、同条第三項中「更正付」に改め、同条第三項中「更正又は決定」を「国税通則法第二十二条から第二十六条までの規定による」に改め、同条第三項中「（更正又は決定）に、「第三十一

八項中「第八項」を「第七項」に改める。

第三十条の二の見出しを「（延納）を「延納」に、「徴収を猶予」を「延納を許可」と改め、同条第二項中「徴収の猶予を受けようとする所得税額、徴収の猶予を受けようとする」を「延納を求めようとする所得税額及び」に改める。

第一項の規定による還付をなす場合において、その還付をなすべき金額を国税通則法第五十七条第一項の規定によりその年分の未納の所得税額に充當するときは、同法第五十八条第一項の規定は、當該還付をなすべき金額のうちその充當する金額については、これを適用しない。

第一項の規定による還付は、當該還付をなすべき金額のうちその充當する金額については、これを適用しない。

第一項の規定による還付金に係る国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる期間は、確定申告書又は損失の金額、同項第四号の二に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は同項第七号に規定する所得税額について同法第二十三条第一項の規定による還付金に係る国税通則法第五十八条第一項に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は同項第七号に規定する所得税額について同法第二十九条第一項中「及び第六項乃至第八項」を、第六項及び第七項に改め、同条第二項中「第六項乃至第八項」に改め、「第七項」を「第六項」に改め、同条第六項及び第七項の下に「及び第二十七条の二」を加え、同条第七項及び

第三十二条及び第三十三条を次のよう改める。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条を削除する。

第三十四条第三項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条第一項中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税」に改め、同条第四項中「更正」に改め、「更正又は決定」を「国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による」に改め、同条第四項中「更正」の例により「政府は」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による更正又は決定は、これらの規定に規定する事項のほか、第三項中「前五項」を「前四項」に

に、「第二十七条第七項」を「第二十七條の二」に改め、「場合又は」の下に「その他の更正若しくは」を加え、同条第一項、第二項、第四項及び第五項を削る。

第七章を次のように改める。

第四十八条から第五十一条まで

削除

第五十三条中「修正確定申告書」を「修正申告書」に改める。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

(利子税)

第五十四条 納税義務者は、第三十条の二第一項の規定による延納の許可を受けた場合においては、同項の規定による延納の期間(当該期間の満了する日前に延納に係る所得税を完納した場合には、同項に規定する第三期の納期限の翌日からその完納の日までの期間)に応じ、当該所得税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を当該所得税にあわせて納付しなければならない。

(延滞税の特則)

第五十五条 左の各号に掲げる予定納税額について国税通則法第六十条第二項の規定により延滞税の額の計算をする場合は、当該各号に掲げる期間は、当該計算の基礎となる期間に算入しない。

一 政府が第二十二条の四第一項の規定による通知に係る書

面を第一期(特別農業所得者については、第二期)の納期限の一箇月前までに発しなかつた場合における予定納税額その納期限の翌日から当該通知に係る書面を発した日後一箇月を経過した日(当該経過した日が確定申告書の提出期限後となるときは、当該期限)までの期間

二 第二十三条第三項又は第四項の規定による七月予定納税額書又は十一月予定納税額書が提出された場合における第二十三条の二の規定により納付すべき予定納税額及び予定納税額修正申告書が提出された場合における第二期分の予定納税額のうちその増差額に相当するもの 当該予定納税額の納期限の翌日から確定申告書の提出期限までの期間

三 第二十三条第三項又は第四項の規定による七月予定納税額書又は十一月予定納税額書が提出された場合における第二十三

人」の下に「人格のない社団等を除く。以下第六十二条及び第六十二条の三において同じ。」を加える。

第六十五条第一項第三号中「第八項を「第七項」に改め、同項第

四号中「該当する場合」の下に「第一号又は第二号の規定により納税地を定められていた者が当該納税地である住所又は居所を有しないこととなつた場合で命令で定める場合を含む。」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 前各号に該当しない場合

命令で定める場所

第六十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号の次に次の二項を加える。

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は第二号の規定による納税地以外の場所に当該事業に係る事業場

その他の事務所(以下

國税通則法第五十七条第一項の規定によりその年分の未納の所得額に充当するときは、政府は、当該未當に係る所得税額についての延滞税を免除する。

第五十六条から第五十八条までを次のように改める。

第五十六条から第五十八条まで

削除

第六十二条第一項第二号中「法

人」の下に「人格のない社団等を除く。以下第六十二条及び第六十二条の三において同じ。」を加える。

第六十五条第一項第三号中「第八項を「第七項」に改め、同項第

四号中「該当する場合」の下に「第一号又は第二号の規定により納税地を定められていた者が当該納税地である住所又は居所を有しないこととなつた場合で命令で定める場合を含む。」を加え、同項第五号を次のように改める。

六 第二十二条から第二十六条まで

の二を第六十六条とす。

第六十七条第一項中「第四十四

条第一項乃至第六項」を「國税通則法第二十四条から第二十六条ま

で」に改める。

第六十九条第一項中「第六項」を

「第五項」に、「同条第三項」を「同

条第二項」に改め、同条第三項を削る。

第六十九条の三第四項を削る。

第七十二条第一項中「第一条第

七項に規定する法人でない社団

は財團」を「人格のない社団等」に改め、同条第二項中「第一条第七項」を「第二項」に、「当該社団又は財團」を「當該人格のな

い。」に改める。

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は

第二号の規定による納税地以外

の場所に当該事業に係る事業場

その他の事務所(以下

この項において事業場等といふを有し、かつ、これらの号に掲げる場所に代え、当該事業場等の所在地を納税地とするところを便宜とする事情があるときは、当該納税義務者は、これら規定にかかわらず、政府に申告して当該事業場等の所在地(当該所在地が二以上ある場合には、主たる事業場等の所在地)には、主たる事業場等の所在地を納税地とすることができる。

納税義務者の申告、申請、請求、届出及び納付並びに政府の処分(当該取消しの対象となつた処分を除く。)の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六十六条を削り、第六十六条

の二を第六十六条とする。

第六十七条第一項中「第四十四

条第一項乃至第六項」を「國税通則法第二十四条から第二十六条ま

で」に改める。

第六十九条第一項中「第六項」を

「第五項」に、「同条第三項」を「同

条第二項」に改め、同条第三項を削る。

第六十九条の三第四項を削る。

第七十二条第一項中「第一条第

七項に規定する法人でない社団

は財團」を「人格のない社団等」に改め、同条第二項中「第一条第七項」を「第二項」に、「当該社団又は財團」を「當該人格のな

い。」に改める。

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は

第二号の規定による納税地以外

の場所に当該事業に係る事業場

その他の事務所(以下

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は

第二号の規定による納税地以外

の場所に当該事業に係る事業場

その他の事務所(以下

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は

第二号の規定による納税地以外

の場所に当該事業に係る事業場

その他の事務所(以下

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は

第二号の規定による納税地以外

の場所に当該事業に係る事業場

この対象となつた処分のあつた日以後当該取消しがなされた日までの間に当該取消しの対象となつた納税地においてなされた処分(当該取消しの対象となつた処分を除く。)の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六十六条を削り、第六十六条

の二を第六十六条とする。

第六十七条第一項中「第四十四

条第一項乃至第六項」を「國税通則法第二十四条から第二十六条ま

で」に改める。

第六十九条第一項中「第六項」を

「第五項」に、「同条第三項」を「同

条第二項」に改め、同条第三項を削る。

第六十九条の三第四項を削る。

第七十二条第一項中「第一条第

七項に規定する法人でない社団

は財團」を「人格のない社団等」に改め、同条第二項中「第一条第七項」を「第二項」に、「当該社団又は財團」を「當該人格のな

い。」に改める。

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は

第二号の規定による納税地以外

の場所に当該事業に係る事業場

その他の事務所(以下

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は

第二号の規定による納税地以外

の場所に当該事業に係る事業場

その他の事務所(以下

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は

第二号の規定による納税地以外

の場所に当該事業に係る事業場

この対象となつた処分のあつた日以後当該取消しがなされた日までの間に当該取消しの対象となつた納税地においてなされた処分(当該取消しの対象となつた処分を除く。)の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六十六条を削り、第六十六条

の二を第六十六条とする。

第六十七条第一項中「第四十四

条第一項乃至第六項」を「國税通則法第二十四条から第二十六条ま

で」に改める。

第六十九条第一項中「第六項」を

「第五項」に、「同条第三項」を「同

条第二項」に改め、同条第三項を削る。

第六十九条の三第四項を削る。

第七十二条第一項中「第一条第

七項に規定する法人でない社団

は財團」を「人格のない社団等」に改め、同条第二項中「第一条第七項」を「第二項」に、「当該社団又は財團」を「當該人格のな

い。」に改める。

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は

第二号の規定による納税地以外

の場所に当該事業に係る事業場

その他の事務所(以下

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は

第二号の規定による納税地以外

の場所に当該事業に係る事業場

その他の事務所(以下

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む

納税義務者が、前項第一号又は

第二号の規定による納税地以外

の場所に当該事業に係る事業場

別表第一中	1,000	40	「0」
	500	80	「0」
	1,000	1,000	「0」
	500	1,000	「0」
	1,000	1,500	「0」

に改める。

第三条 削除

第三条を次のように改める。

第五条第一項第三号中「法人たる労働組合を「労働組合法第十一條第一項の規定に基づく法人たる労働組合」に、「國家公務員法又は地方公務員法に基く」を「國家公務員法第五十九条第七項又は地方公務員法第五十四条第一項の規定に基づく」に改める。

別表第五中	2,000	40	「0」
	3,000	80	「0」
	1,000	0	「0」
	2,000	2,000	「0」
	3,000	0	「0」

に「税額である」と「税額である。

この場合において、退職所得の特別控除後の金額が2,000,000円以上の者の当該特別控除後の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を当該特別控除後の金額から控除した後の金額を退職所得の特別控除後の金額とみなすものとし、その者の端数に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。」とする。

別表第六中	40	「0」
	80	「0」
	1,000	0
	500	0
	1,000	0

に「税額に応じ、「課税特例等申金

第七条の二第二項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第九条第一項中「第二十六条の二第三項又は第三十三条第二項」を「国税通則法第三十五条第一項」に、「第二十六条の四第六項」を「同法第五十八条第一項」に、「利子税額」を「利子税」に、「所得税法第五十六条第四項若しくは第五十七条第一項若しくは第十一条ノ四第一項、有価証券取引税法第十六条第一項乃至第十四項若しくは第十七条第一項、国税徵取法第十二条ノ二第一項若しくは第十六条ノ四第一項」を「延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第

第十三条第三項中「利子税額」を「利子税」に改める。

第十六条第二項中「利子税額及び国税徵取法第四十六条第一項の規定による延滞加算税額」を「利子税」に改める。

第十七条の二第二項中「利子税額、国税徵取法第四十六条第一項の規定による延滞加算税額」を「利子税及び延滞税の額」に改める。

第十八条の二第二項中「利子税額及び延滞税に相当する金額」に、「当該加算する税額に係る第四十三条の規定による過少申告加算税額及び無申告加算税額並びに当該加算する税額に係る第四十一条の規定による重加算税額」を「並びに当該加算する税額に係る過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に相当する所得税、通行税若しくは有価証券取引税、延滞加算税額に相当する国税又は」を「若しくは徴収されしを」に限り、前項の法人とみなして「に改め、同条第六項中「第二十三条の規定による申告書」を「国税通則法第八十九条第二項の規定による納稅管理人の届出」に改める。

(法人税法の一部改正)
第一条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう
に改正する。
目次中「第七章 再調査、審査
及び訴訟(第三十四条第三十八
条)」を「第七章 削除」に改める。

つ一を「定めがあるものについて
は、国税通則法第十三条の規定に
かかるらず」に、「は、法人とみな
して「に改め、同条第六項中
「第二十三条の規定による申告書」
を「期限後申告書」に改め、同条第
二項の規定による納稅管理人の届出」

七項中「第二十三条の規定による申告書で第十八条」を「期限後申告書で同条に改める。

第九条の五第一項中「合併した場合において、合併法人」の下に「(合併後存続する法人又は合併により設立した法人をいう。以下同じ。)」を加え、「被合併法人の株主」を「被合併法人(合併により消滅した法人をいう。以下同じ。)」の株主に改める。

第九条の六第一項中「第二十三条の二」を「期限後申告書でこれらに規定による申告書で第十八条」に改め、「(同法第十九条の規定による申告を「同法第八十九条第二項の規定による納稅管理人の届出」に改め、「できない場合」の下に「(国税通則法第十九条の規定の適用を受けた場合を除く。)」を加える。

第二十三条规定及び第二十四条を次のように改める。
第二十三条及び第二十四条を次
の下に「の特則」を加え、同条第一項を次のように改める。

第二十四条の二の見出し中「請求」の下に「の特則」を加え、同条第一項を次のように改める。

法人税に関する国税通則法第

二十三条第一項の規定による更

正の請求は、第十八条又は第二

出に改め、同項ただし書中「第四十六条の五に規定する納稅管理人の申告」を「同法第八十九条第二項の規定による納稅管理人の届出」に改め、「できない場合」の下に「(同法第十九条の規定の適用を受けた場合を除く。)」を加える。

第十九条第一項中「第四十二条

乃至第四十三条の二の規定による

利子税額、過少申告加算税額、無

申告加算税額及び重加算税額並び

に国税徵取法第四十六条第一項の

規定による延滞加算税額」を「第四

十二条の規定による利子税、延滞

税、過少申告加算税、無申告加算

税及び重加算税」に改め、同条第

九項中「第四十六条の五に規定す

る納稅管理人の申告」を「国税通則

法第八十九条第二項の規定による

納稅管理人の届出」に改める。

第二十条第四項中「第四十六条

条の五に規定する納稅管理人の申

告」を「国税通則法第八十九条第二

項の規定による納稅管理人の届出」に改める。

第二十一条第一項ただし書中

「でき」に「能」に改める。

第二十二条第一項及び第二十三条

の規定による納稅管理人の届出」に改める。

第二十三条及び第二十四条を次

のように改める。

第二十三条及び第二十四条削除

の下に「の特則」を加え、同条第一項を次のように改める。

法人税に関する国税通則法第

二十三条第一項の規定による更

正の請求は、第十八条又は第二

の請求は、第十八条又は第二

目次中「第七章 再調査、審査及び訴訟(第四十四条第一四十八条)」を「第七章 削除」に改める。

第十九条中「並びに第五十一条第二項第二号及び第三項第二号」を「及び第五十二条第二項」に改める。

第二項第二号及び第三項第二号」を「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第二十条第一項及び第二十一条第六中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第二十二条第一項及び第二十二条第六中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び延滞加算税額」を「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び延滞加算税額」に改める。

第二十三条第一項及び第二十三条第六中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び延滞加算税額」を「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び延滞加算税額」に改める。

第二十四条第一項及び第二十四条第六中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び延滞加算税額」を「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び延滞加算税額」に改める。

第二十五条第一項及び第二十五条第六中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び延滞加算税額」を「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び延滞加算税額」に改める。

第二十六条第一項及び第二十六条第六中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び延滞加算税額」を「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び延滞加算税額」に改める。

同項を「又は前項」とする。

第三十条及び第三十一条を次のよう改める。

(期限後申告の特則)

第三十条 第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限後に

おいて第三十二条第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書の提出すべき日に規定する申告書を提出すべき日は、國税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書(以下「期限後申告書」という。)を提出することができる。

(修正申告の特則)

第三十一条 第二十七条の規定によることで、当該申告書を提出しないで、第五項、第三十

三条第一項、第三十一項、第三十三項及び第三十五条第一項及び第五十一条第一項から第三項まで」を「第四項に改め、同条第三項を削り、同条

第五項に改め、同条第三項を削り、同条

第四項中「第一項又は第二項」を

「前二項」に改め、同項を同条第三

項とし、同条第五項を同条第四項

の規定による決定の通知」を「相続

の規定による決定」に改め、同条第五項とし、同条第六項中「第三十六条

の規定による決定の通知」を「相続

の規定による決定」に改め、同条第六項

の規定による決定」に改め、同条第六項

の規定による決定」に、「又

による更正(以下「更正」という。)に、「当該申告書を提出した税務署長又は当該決定をした税務署長」を「納稅地の所轄税務署長」に、「第三十五条第一項又は第三項の規定による更正をする旨の請求」を「同法第二十三条第一項の規定による更正の請求」に改め、

同項を同条とする。

ただし、当該請求があつた日から一年を経過した日と国税通則法第七十条の規定により更正

又は決定をすることができない

こととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

第三十三条第一項中「期限内申告書」を「第二十七条又は第二十八条の規定による申告書」(これらを「期限内申告書」とい

う。)に、「当該申告書」を「これらの申告書」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第三十五条の二を削る。

第三十六条及び第三十七条 削除

第三十五条第一項中「第三十三

条第一項から第三項までの規定に

を次のように改める。

税務署長は、第三十三条又は第三

三十四条の規定に該当する者

による申告書又は当該申告書に係

る期限後申告書を提出した者(相続税について決定を受けた者を含む。)は、次条第一号から

第四号までに規定する事由が生

じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、国税

通則法第十九条第三項に規定する修正申告書(以下「修正申告書」という。)を提出することが可能である。

第三十二条の見出し中「請求」の下に「特別」を加え、同条第一項

の規定による決定(以下「決定」とい

う。)に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項中「第三十六条

の規定による決定の通知」を「相続

め、「第一項、第三項若しくは本項の規定による」を削り、同項に「若しくは」として改め、「又は前項の規定による」を増加する場合」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を削る。

第四十条第二項中「利子税額」を

「利子税又は延滞税に相当する額」に、「前条第八項の規定による求

め」を「当該延納税額に係る担保につき国税通則法第五十五条第一項の規定による命令」に、「取り消しし、その未納に係る延納税額を一時的に徴収する」と「取り消す」に改め、同条第四項を削る。

第三十八条第一項中「第三十三

条第一項から第三項までの規定に

より納付すべき相続税額又は前条

の規定により徴収すべき相続税の

追徴税額」を「第三十三条又は国税

通則法第三十五条第二項の規定に

より納付すべき相続税額」に改め、「又は追徴税額」を削り、同条第三

項中「第三十三条第一項から第三

項までの規定により納付すべき贈与税額又は前条の規定により徴収すべき贈与税の追徴税額」を「第三

十三条又は国税通則法第三十五条

の規定により納付すべき贈与

税額又は相続税額若しくは贈与税額

の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第三十二条第一項」を第三十二条に改め、「第二項」を第三十二条に改め、「第一項又は第三項の規定による」と相続

した者又は第三十五条第二項若しくは第六項の規定による」と相続

め、「第一項、第三項若しくは本項の規定による」を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に、「若しくは」として改め、「又は前項の規定により増加する担保の種類が同条第二項に規定する担保の種類が同条第九項に規定する担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を認めようとする場合」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を削る。

第五十一条の見出しを「延滞税

の特則」に改め、同条第一項から

第三項までを次のように改める。

第五十二条の見出しを「(延滞税

の特則)」に改め、「第二十七

条第四項」を「第二十七条第二項」に改める。

第四十四条から第四十八条まで

削除

第四十九条第二号中「納付の期

日」を「納付すべき日」に改め、同

条第二項中「当該申請者の提供

しよよとする担保の種類が同条第二項の規定に当該しない場合を除く

外」を削り、「担保の種類が適

当」と「担保が適当」に改め、同条第三項中「納付の期日」を「納付す

ける相続税及び贈与税に係る延

(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合の相続税又は贈与税を含む。)については、その死亡した者の死亡当時の納稅地をもつてその納稅地とする。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

第六十四条第一項中「第三十五条の規定による」を「相続税又は贈与税についての」に改める。

第六十六条第四項中「事業を行なう法人」の下に「(第一項に規定する社団又は財團を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第六十七条第一項及び第二項中「同法第二十九条から第三十一条まで」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条に改め「又は決定」を削る。

第五十七条第一項及び第二項中「同法第二十九条から第三十一条まで」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条に改め「又は決定」を削る。

第六十八条第一項中「同法第四十四条」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条」に改める。

第六十九条を次のように改める。

〔第二十九条第一項又は第三項に規定する通知及びその通知に係る処分〕を「当該相続税に係る処分」に改め、「当該住所地の所轄税務署長」の下に「又は国税局長」を加え、「再調査を請求し、又はこれを不服申立てをし、又はこれらを」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第四条 資産再評価法(昭和二十五年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 審査及び訴訟(第七十二条第一項を除く。)」を第

八章「削除」に、「第十四章 罰則(第一百二十四条第一項第二号)」を「第十四章 罰則(第二百三十三条)」を「第十四章 罰則(第二百二十四条)」に改める。

第六十六条第六項中「第九十一条の規定による納稅管理人の申告」を「国税通則法(昭和三十七年法律第二号)第八十九条第二項の規定による納稅管理人の届出」に改める。

第五十六条第七項中「第六十四条」を「国税通則法第三十七条」に改める。

第五十七条第一項及び第二項中「同法第二十九条から第三十一条まで」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条に改め「又は決定」を削る。

第六十八条第一項、第七十九条第二項及び第八十条第二項を削除。

第七十七条に次の二項を加える。

7 昭和三十七年四月一日以後における未納の再評価税については、第一項又は第五項の規定による利子税額の計算上の期間は、同日の前日までとする。

第七十七条の次に次の二項を加える。

(延滞税の特則)

第七十七条の二 昭和三十七年四月一日以後における未納の再評価税についての国税通則法第六十条から第六十三条まで及び同法附則第六条の規定の適用については、次の各号に定めることによる。

第十九条第一号の規定に該当する場合は、百分の三十と、第二項中「百分の三十」とあるのは「百分の二分の五十」とあるのは「百分の五十」とあるのは「百分の二分の五十五」と、前項中「百分の五十」とあるのは「第一項の場合には百分の三十、前項の場合には百分の二十五」とす。

第八十二条の次に次の二項を加える。

第七十一条に次の二項を加える。

4 第二項又は第三項の規定による納稅管理人の申告書で昭和三十七年四月一日以後にその提出期限が到来するものに係る再評価税について前三項の規定を適用する場合においては、第一項中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、第二項中「百分の二分の五十」とあるのは「百分の二分の五十五」とあるのは「百分の三十」とあるのは「百分の二分の五十五」とあるのは「第一項の場合には百分の三十、前項の場合には百分の二十五」とす。

第八章を次のように改める。

第八章 削除

第七十二条から第七十六条まで又は前条の規定により、過少納付加算税額、無申告加算税額、過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、国税通則法第六十条第一項第三号の規定の適用については、不納付加算税又は重加算税の額とみなす。

第七十八条第二項、第七十九条第二項及び第八十条第二項を削除。

第七十七条に次の二項を加える。

7 昭和三十七年四月一日以後における未納の再評価税については、第一項又は第五項の規定によつては、これらの規定に規定する附帯税の額とみなす。

第八十二条第四項を次のように改める。

4 第四十五条、第四十六条、第八十四条第一項又は第八十六条第一項及び第八十七条第一項を削除。

第七十七条の二 昭和三十七年四月一日以後における未納の再評価税についての国税通則法第六十条から第六十三条まで及び同法附則第六条の規定の適用については、次の各号に定めることによる。

第九十条第一項中「第二十九条第一項並びに第九十一条第一項及び第三項」に改める。

第八十九条中「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)」を「国税通則法第九十条第一項並びに第九十一条第一項及び第三項」に改める。

第九十一条第一項第一号の規定に基く命令又は同法(昭和二十五年法律第六十一号)による改正前の国税通則法第六十条第一項第一号の規定によつては、前項第一号の規定に該当するものとみなす。

第八十二条の次に次の二項を加える。

88 第九十二条第一項中「及び国税徴収法の規定による延滞税額」を、延滞税の額及び国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和三十七年法律第二号)による改正前の国税通則法第六十条第一項第一号の規定によつては、前項第一号の規定によりその例による。

第八十二条の次に次の二項を加える。

90 第九十三条第一項中「及び国税徴収法(国税通則法第七条第一項の規定によりその例による」

該当する場合においては、同法第六十条第一項第二号の規定に該当するものとみなす。

二 第七十八条から第八十条まで又は前条の規定により、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について準用する。

第八十二条の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額は、

告加算税額及び重加算税額についての規定に規定する附帯税の額とみなす。

三 第七十八条から第八十条まで又は前条の規定により、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について準用する。

第八十二条の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額は、

告加算税額及び重加算税額は、

告加算税額及び重加算税額は、

告加算税額及び重加算税額は、

ととされる場合を含む。)の規定による延滞加算税額に改める。

(企业資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正)

第五条 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第百四十二号)の一部を次のように改定する。

第二十九条第二項中「国税徵收法第七章(還付)」を「国税通則法(昭和三十七年法律第二号)第五章(国税の還付及び還付加算金)」に改め、同条第四項中「国税徵收法第七章(還付)」を「国税通則法(昭和三十七年法律第二号)第五章(国税の還付及び還付加算金)」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

法第七章(還付)」を「国税通則法(昭和三十七年法律第二号)第五章(国税の還付及び還付加算金)」に改め、同条第四項中「国税徵收法第七章(還付)」を「国税通則法(昭和三十七年法律第二号)第五章(国税の還付及び還付加算金)」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

(特別徵收による納付)

第十一条の二 証券業者以外の者が、証券業者への売委託により有価証券の譲渡をした場合又は証券業者へ有価証券の譲渡をした場合においては、当該証券業者は、当該譲渡が行なわれた際に、当該譲渡に係る有価証券取引税を現金をもつて徴収し、そ

の徴収の日の翌月末日までに、政令で定めるところにより、その徴収の日の属する月中に徴収した有価証券取引税額その他の事項を記載した徴収高計算書を政府に提出し、あわせて当該徴収高計算書に記載された金額の有価証券取引税を政府に納付しなければならない。

第十一條の見出しを「(申告による納付)」に改め、同条第一項中「月中に納稅義務の生じた」を月

中に譲渡した有価証券についての有価証券取引税の課稅標準及びその納付すべきに、「納付高申告書」を申告書に改め、「現金をもつて、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を

「前項」に、「これらの項」を「同項」ととされる場合を含む。)を加え、同条に次の二項のようにより改める。

第十四条から第十七条までを次のように改める。

第十八条中「同条第二項」を「第二十二条の二第一項」に改める。

第二十二条第一項第二号中「第十一條の二第一項」を「第十一條の二第二項」に改め、同条の二第一項を同条第三項とする。

第十一條の次に次の二項を加える。

(納稅地)

第二十二条の二 第十一條第一項 又は第十二条の二第二項の規定により納付すべき有価証券取引税の納稅地は当該有価証券取引税を納付すべき証券業者の営業所の所在地とする。

第二十七条を削る。

(通行税法の一部改正)

第七条 通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改定する。

(通行税法の一部改正)

第十一条中「国税徵收ノ例ニ依リ」を「政府」に改める。

第十二条第一項の規定により納付すべき有価証券取引税の納稅地は、同項に規定する納稅義務者の住所地又は居所地(この法律の施行地に住所及び居所がない場合には、政令で定める場所)とする。

第十二条第一項第二号中「第十一條の二第一項」を「第十一條の二第二号」に改め、同条の二第一項を削る。

第十二条の次に次の二項を加える。

(通行税ノ二 通行税ノ納稅地ハ運輸業者ノ營業所ノ所在地トス但シ其ノ營業所ガ二以上アル場合ニ於テ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ承認ヲ受ケタル場所トス

第十二条ノ二 通行税ノ納稅地ハ運輸業者ノ營業所ノ所在地トス但シ其ノ營業所ガ二以上アル場合ニ於テ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ承認ヲ受ケタル場所トス

第十二条第一項中「前条」を「前二項」に改める。

第二十三条第一項第二号中「納付高申告書」を「申告書」に改め、

第十二条第一項中「前二項」を「第十一條の二第一項」に改め、同条第二項を削る。

第十二条第一項中「前条」を「前二項」に改める。

第十四条第一項中「納付高申告書」を「申告書」に改め、「現金をもつて、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を

「前二項」に改め、「申告書」を「申告書」に改め、「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人による申告書)」を加える。

を含む。)を加え、同条に次の二項を加える。

1 法人でない社団又は財団で代表者は又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者は又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

第十四条 第五章 雜則(第十四条第一項)

第十五条 課税標準及び税率(第十九条の三)

第三章 申告及び納付等(第十一条)

第四章 免税、税額控除及び還付等(第十五条第一項)

第五章 稽査(第十四条第一項)

第六章 罰則(第三十五条第一項)

第三十九条

附則

第三条中「の重量に応じ」を「にづき」に改める。

第五条第一項ただし書中「移出したものとみなす。」を「移出したものとみなして、この法律(第八条第一項、第十条、第十二条、第三十条及び第三十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。」に改め、同条に次の二項を加える。

6 砂糖類の製造者がその製造を廃止した場合において、砂糖類がその製造場に現存するときは、当該製造者がその製造を廃止した日に当該砂糖類を当該造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

五 五〇一 目次

6

前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る砂糖類については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお砂糖類の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該砂糖類がその場所に現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該砂糖類を当該製造場から移出したものとみなす。

第六条第二項中「この法律」の下に「(第八条第一項、第十条、第十二条、第三十条及び第三十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)」を加える。

第七条の見出し中「製造等」を「製造」に改め、同条第二項を削る。

第八条第二項第一号中「税務署長又は税務署長の承認を受けた方を政令で定める方法」に改め、同項第二号中「第十五条の二第一項」を「又は第十五条の二第一項」に改め、同条第二項を削る。

法律(第三十一条及び同条の規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十七

条第一項(臨検検査等)の規定

により取去される砂糖類

からの移出がない月を除く。)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

二 その他前二号に類する砂糖類で政令で定めるもの

消費税を国に納付しなければならない。

(引取りに係る砂糖類についての砂糖消費税の徴収等)

第三条 保税地域から引き取られる砂糖類に係る砂糖消費税は、これ

らの規定に規定する砂糖類の製

造場の所在地の所轄税務署長に提出する。

第五条第一項ただし書又は第八条第二項の規定による金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

第六条第二項の規定に該当する砂糖類に係る砂糖消費税は、これ

らの規定に規定する砂糖類の製

造場の所在地の所轄税務署長に提出する。

第七条 第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から第五号に掲げ

る砂糖消費税額を控除してな

れをした者は、前項の規定によ

る申告書の提出を要しない月に

おそれて、その月において当該製造場から移出した砂糖類の種別

(第一種又は第三種の砂糖に

ついては、種別及び類別。以

下同じ。)及び種別ごとの重量

二 第十五条、第十六条、第十八条、第二十条第一項又は第二十一条第四項の規定による砂糖消費税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する砂糖類のうちこれらの規定の適用を受けようとするもの種別ごとの重量

三 種別ごとに第一号に掲げる重量から前号に掲げる重量を控除した重量(以下この項において「課税標準数量」とい

う。)

四 課税標準数量に対する砂糖消費税額及び当該砂糖消費税額の合計額

五 第十二条第一項若しくは第二項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合に該当するときは、その表示された重量及び包装時における取扱量が政令で定めるところに該当するときは、その表示された重量及び包装時における取扱量が政令で定めるところにおける当該砂糖類の前条に規定する重量とみなす。

六 第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から前号に掲げる砂糖消費税額を控除した金額

七 第四号に掲げる砂糖消費税額を国に納付すべき税額といふ。

(引取りに係る砂糖類についての砂糖消費税の徴収等)

第十三条 保税地域から引き取られる砂糖類に係る砂糖消費税は、これ

らの規定に規定する砂糖類の製

造場の所在地の所轄税務署長に提出する。

第十四条 砂糖類の製造者が、第十二条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十二条の規定による納期限内に納期限の延長に

ついての申請書を第十二条第一項の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内に該担保の額に相当する砂糖消費税の納期限に

を延長することができる。

2 砂糖類を保税地域から引き取る者が、第十二条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、か

つ、当該砂糖類に係る砂糖消費

(課税標準)

第九条 砂糖消費税の課税標準は、砂糖類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る砂糖類の重量とする。

(課税標準算定の特例)

第九条の二 砂糖類が、実重量のいかんにかかわらず、その包装に表示された重量によって取引されるものである場合において、その包装の種類、包装に表示された重量及び包装時における取扱量が政令で定めるところに該当するときは、その表示された重量とみなす。

第十条 徵収

告及び納付等に改める。

六 第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から前号に掲げる砂糖消費税額を控除した金額

七 第四号に掲げる砂糖消費税額を国に納付すべき税額といふ。

(引取りに係る砂糖類についての砂糖消費税の徴収等)

第十二条 第十条第一項の規定による申告書を提出した砂糖類の製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する砂糖消費税の納期限を延長することができる。

2 砂糖類を保税地域から引き取る者が、第十二条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、か

つ、当該砂糖類に係る砂糖消費

税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する砂糖消費税の納期限を延長することができる。

「第四章 免税、税額控除、還付等」を「第四章 免税、税額控除、還付等に改める。

第十五条を次のように改める。

(未納税移出)

第十五条 砂糖類の製造者が次の各号に掲げる砂糖類をその製造場から当該各号に掲げる場所(第三号に掲げる製造場のうち、政令で定める物品の製造場については、当該製造場の所在地の所轄税務署長又は税關長が政令で定めるところにより当該砂糖類を移入する必要があると認められたものに限る)へ移出する場合には、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

一 砂糖類の製造者が砂糖類の原料とするための砂糖類 当該砂糖類を原料とする砂糖類の製造場

二 輸出業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。)が輸出するための砂糖類 当該砂糖類の貯置場

三 第十八条第一項各号に掲げた物品の製造者が当該物品の原料とする砂糖類、当該砂糖類の貯置場

四 前三号に掲げる砂糖類以外の砂糖類で、その製造場内における貯置場が狭くなつたこと

とその他のやむを得ない事情があるため当該砂糖類を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

前項の規定は、同項の移出をした砂糖類の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十一条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る)に当該砂糖類の移出に関する明細書並びに当該砂糖類が前項各号に掲げる砂糖類に該当すること及び当該砂糖類が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないとき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の移出をした砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合は、政令で定める手続によりそ

の亡失の場所のもよりの税務署

の税務署長から交付を受けた失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代える

ことができる。

5 第一項第四号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき砂糖消費税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の規定に該当する砂糖類(同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。)については、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか、当該砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入した者(当該移入先において國から譲渡された砂糖類については、当該譲受者。以下この条において同じ。)が砂糖類の製造者ではないときは、これを砂糖類の製造者とみなす。

7 第一項の規定に該当する砂糖類を同項各号に掲げる場所に入した者は、その移入をした日(当該砂糖類を当該場所において國から譲り受けた者について

は、当該譲受けをした日)から十日以内に、当該砂糖類の移入の目的又は理由(当該砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合は、政令で定める手続によりそ

の亡失の場所のもよりの税務署

の税務署長から交付を受けた失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代える

ことができる。

8 税務署長又は税關長は、取り扱い上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該砂糖類を他の砂糖類と区別して貯置することを命ぜられた場合は、税務署長の證明書を提出すべきことを命じなければならない。

9 第一項の承認の申請者が第二十四条の規定より命ぜられた担保の提供をしない場合には、税關長は、その承認を与えてはならない。

10 第十五条の次に次の二条を加える。

(未納税引取)

第十五条の一 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる砂糖類を原料とする物品(砂糖類を含む。)の製造場であることを他の理由により、砂糖消費税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税關長は、その承認を与えないこととする。

11 第一項の承認を受けて引き取った砂糖類(第七項の規定の適用を受けることとなつたもの)

を砂糖類の製造場とみなす。

12 第一項の規定に該当する砂糖類を第一項各号に掲げる場所に移入した者が砂糖類の製造場でないときは、これ

を砂糖類の製造場とみなす。

13 第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者が当該物品の原料とするための砂糖類 当該砂糖類を原料とするための砂糖類の製造場

14 第十八条规定の砂糖類を引き取らうとする者が政令で定める目的

の目的又は理由(当該砂糖類を

国から譲り受けた者について

は、当該譲受けをした日)から十日以内に、当該砂糖類の移入の目的又は理由(当該砂糖類を

同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合は、政令で定める手続によりそ

の亡失の場所のもよりの税務署

限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

第一項の承認を受けて引き取つた砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により「失」した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた「失証明書」をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

第十六条条を次のように改めること。

(引取りに係る砂糖類の輸出免稅)

第十六条条の二 砂糖類を輸出する目的で保税地域から引き取らうとする場合において、当該引き取らうとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税關長の承認を受けたときは、当該引取りに係る砂糖類を輸出する場合に係る税務署の税務署長から交付を受けた「失証明書」をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

は税關の税務署長又は税關長」と読み替えるものとする。

第十六条条の次に次の一条を加える。

(引取りに係る砂糖類の輸出免稅)

第十六条条の二 砂糖類を輸出する目的で保税地域から引き取らうとする場合において、当該引き取らうとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税關長の承認を受けたときは、当該引取りに係る砂糖類を輸出する場合に係る税務署の税務署長から交付を受けた「失証明書」をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

第十七条条を次のように改める。

(免税砂糖類の表示)

第十七条条 第十五条条第一項若しくは第十六条条第一項の規定に該当する砂糖類を製造場から移出する場合に於ては、当該砂糖類の包装に当該砂糖類が第十五条条若しくは第十六条条第一項の規定に該当するものである旨又は当該承認に係るものである旨の表示をしなければならない。

第十八条条を次のように改める。

(製造場における特定用途免稅)

第十八条条 次に掲げる物品の原料として砂糖類を消費することについて、第五条第一項の規定の適用がある場合(第二十条第一項又は第二十一条第四項の規定に該当する場合を除く。)において、当該物品の製造者が当該砂糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。

一 れん乳及び粉乳のうち、政令で定めるもの

二 育児食(乳児の食用に供される物品で政令で定めるもの)

三 輸出用の菓子及び果物のかん詰その他政令で定める輸出物品

四 その他政令で定める物品

五 第一项の規定に該当する砂糖類を原料として消費し同項各号に掲げる物品を製造する者に対し、当該物品を他の物品と区別して貯蔵すべきことを命ずることができる。

第十八条条の次に次の二条を加える。

(保税地域における特定用途免稅)

第十八条条の二 前条第一項各号に掲げる物品の原料として砂糖類を消費することについて、第五条第二項本文又は第三項の規定の適用がある場合において、当該物品の製造者が政令で定める手続によりその製造場の所在地に移入する前とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「第十六条条の二第二項に規定する政令で定める書類」と読み替えるものとする。

の所轄税關長の承認を受けて当該砂糖類を當該消費に充てるとときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第五項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税關長は、前項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めることにより、その承認に係る砂糖類を原料として消費し前条第一項各号に掲げる物品を製造する者に対し、当該物品を他の物品と区別して貯置し、又は当該物品の製造に関する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

6 第十五条の二第八項の規定は、第一項の承認を受けた砂糖類を原料として消費し前条第一項第三号に掲げる物品を製造し、当該物品を輸出する前に亡失した場合について準用する。この場合において、第十五条の二第八項中「税務署の税務署長」とあるのは、「税務署又は税關長」である。

4 第一項及び第二項の承認を受けた製造した砂糖類をその製造場から移出した者は、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書に当該移出をした砂糖類の製造に関する明細書を添附しなければならない。

5 税務署長は、第一項又は第二項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めることは、政令で定めることにより、その承認に係る砂糖類及びこれを原料として製造した砂糖類をそれぞれ他の砂糖類と区別して貯置すべきことを命ずることができる。

6 第二十条に次の一項を加える。第一項又は第二項の承認を受けた砂糖類を製造した者は、政令で定めることにより、その製造した砂糖類の包装に当該砂糖類がこれららの項の承認を受けた製造したものである旨の表示をしなければならない。

7 前項の規定は、合併により砂糖類の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは「当該合併により消滅

る場合において、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めることにより、その承認に係る砂糖類を原料として消費し前条第一項各号に掲げる物品を製造する者に対し、当該物品を他の物品と区別して貯置し、直ちに当該物

8 前項に規定する者が同項に規定する物品を同項に規定する期限前にこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖類として政令で定める書類の提出を命じなければならない。

4 第十五条の二第三項の規定は、前条第一項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖類の消費につき第一項の承認を与える場合について準用する。

5 第一条又は第二項の承認を受ける場合に、当該承認に係る砂糖類を原料として消費し前条第一項第三号に掲げる物品を製造した者が第三項の規定により税關長の指定した期限内に同項に規定する政令で定める書類を提出しなかつたときは、直ちに当該物

品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を徴収する。ただし、既に第八項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

6 第十九条に次の一項を加える。

2 前項の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類についての適用があつた場合には、この規定による申告書(同項に規定する提出期限内に提出するものに限る。以下次項において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額に、「徴収された、又は徴収されるべき」を「納付された、又は納付されるべき」に、「利子税額及び延滞加算税額」を「延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額」に改め、同項第九条を「第九条の三」に改め、同項第十二条を「第九条の三」に改め、同項第十三条を「第十五条第一項」に改め、同項第十四条及び第五項を次のように改める。

第二十条第一項中「次条第五項の確認を受けた」を「次条第一項の確認を受けた」に改め、同条第二項中「第十九条に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 前各項の規定による控除若しくは還付又は免除に係る第十条の規定による申告書に当該砂糖類のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附する者は、当該控除若しくは還付又は免除に係る第十条の規定による申告書に当該砂糖類の製造場から移出したものとする。

6 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人の(包括受遺者を含む。以下同じ。)により当該製造場から移出された砂糖類を当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

7 前項の規定は、合併により砂糖類の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは「当該合併により消滅

す。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る揮発油については、その承認をした

税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお揮発油の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した

日になお当該揮発油がその場所に現存するときは、当該製造者

がその日の前日に当該揮発油を当該製造場から移出したものとみなす。

6 税法第六十一条第一項(保稅工場外における保稅作業)の許可を受けて同項の規定により指定された場所に搬入された揮

發油が、同項の規定により指定された期間内に、その場所にお

いて消費される場合には、当該

第七条の見出し中「製造者等」を

みなしして、第二項の規定を適用する。

(移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告)

第十條 挥発油の製造者は、その製造場ごとに、毎月(当該製造場からの移出がない月を除く。)、次政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から移出した揮発油の数量は第十六条又は他の法律の規定による揮発油税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする数量

二 第十四条、第五十五条若しくは第十六条又は他の法律の規定による揮発油税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする数量

三 第一号の数量から前号の数量を控除した数量

四 前号の数量のうち、第八条第一項の規定により控除される数量

五 第三号の数量から前号の数量を控除した数量(以下「課税標準数量」という。)

六 課税標準数量に対する揮発油税額

七 第十七条第一項若しくは第二項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする揮発油税額(前号に掲げる揮発油税額のうち、既に確定したものと含む。)を加え、同条第一項を削ぐ。)

八 第六号に掲げる揮発油税額から前号に掲げる揮発油税額を控除した金額に相当する揮

發油税額(以下「納付すべき税額」という。)

九 第六号に掲げる揮発油税額から第七号に掲げる揮発油税額

十 第十二条第一項の規定による申告書を提出した揮発油の

額を控除してなお不足額があ

るときは、当該不足額

もどし入れをした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又

は第四項の規定により控除を受けようとする金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めることにより、当該還付を受けようとする場合に、当該揮発油に係る揮発油税を記載した申告書を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

(引取りに係る揮発油についての課税標準の申告)

第十一條 挥発油を保稅地域から引き取らうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る揮

發油に係る前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に準じて、第五号までに掲げる事項その他の政令で定める事項を記載した申告書を、その保

稅地域の所在地の所轄税關長に提出しなければならない。

十一 その他参考となるべき事項

2 第十七条第一項又は第四項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第四項の規定により控除を受けようとする金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めることにより、当該還付を受けようとする場合に、当該揮発油に係る揮発油税を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

十一 その他参考となるべき事項

2 第十五条第一項ただし書又は第十二条第一項ただし書は、当該引取りに係る揮発油に係る揮発油税を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税關長が当該引取りの際徵収される。

2 第五条第一項ただし書又は第七条の規定に該当する揮発油に係る揮発油税は、これらの規定に規定する揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徵収する。

第十三条を次のよう改める。

(未納稅移出)

第十四条 挥発油の製造者が次の各号に掲げる揮発油をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合は、当該移出に係る揮発油税を免除する。

一 挥発油の製造者が揮発油の原料とするための揮発油の製造場

二 輸出業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。)が輸出するための揮発油 当該揮発油の置場

三 政令で定める目的に充てるための揮発油 政令で定める

四 前三号に掲げる揮発油以外の揮発油で、その製造場内における設置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該揮発油を他の場所へ移出すること及び当該

他の場所につき、政令で定めることにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十一条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該揮発油の移出に因する明細書並びに当該揮発油が前項各号に掲げる揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他により亡失した場合には、政令で定める手続により失証明書をもつて第二項に規定する揮発油を同項各号に掲げる場所に移入することができる。

5 第一項第四号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の規定に該当する揮発油（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか、当該揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者が号に掲げる場所に移入されることを揮発油の製造者とみなされ、これを揮発油の製造者とみなして、当該場所が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者は、その移入をした日から十日以内に、当該揮発油の第四号に掲げる揮発油であるときは、その移入の理由、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長（当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税關長）に提出しなければならない。

8 税務署長又は税關長は、取り扱い必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該揮発油を

他の揮発油と区別して貯蔵すべきことを命ずることができる。

第十四条の次に次の二条を加える。

（未納税引取）

第十四条の二 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる揮発油を保税地城から当該各号に掲げる場所に引き取らうとする場合において、当該引き取らうとする者が政令で定める手続によりその保税地城の所在地の所轄税關長の承認を受けたときは、当該取りに係る揮発油税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

該取りに係る揮発油税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

3 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき、揮發油税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税關長は、その承認を与えないこととする。

4 第一項の承認を受けて引き取出された揮發油（第七項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）については、同項各号に掲げる場所が保税地城に該当する場合を除くほか、当該揮發油を同項各号に掲げる場所に移入した者が同項各号に掲げる場所が揮發油の製造場でないときは、これを揮發油の製造者とみなす。

5 第一項の承認を受けて引き取出された揮發油（第七項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）については、同項各号に掲げる場所が保税地城に該当する場合を除くほか、当該揮發油を同項各号に掲げる場所に移入した者が揮發油の製造者でないときは、これを揮發油の製造者とみなす。当該場所が揮發油の製造場でないときは、これを揮發油の製造場とみなす。

6 税務署長又は税關長は、取り扱い必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取出された揮發油を他の揮發油と区別して貯蔵すべきことを命ずることができる。

7 第一項の承認を受けて引き取出された揮發油について、第二項の規定により税關長の指定した期限内に同項に規定する証明書の

に該当する場合には、当該場所の所在地の所轄税關長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき、揮發油税をその製造場から移出する場合には、当該移出に係る揮發油税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした揮發油の製造者が、当該揮發油を輸出する目的で揮發油税を免除する。

3 第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税關の税務署長又は税關長」と読み替えるものとする。

第十五条の次に次の二条を加える。

(引取りに係る揮発油の輸出免

税)

第十五条の二 挥発油を輸出する目的で保税地域から引き取らう

とする場合において、当該引き取らうとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税關長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。ただし、第三項において準用する第十四条の二第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税關長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を提出すべきことを命じなければならない。

3 第十四条の二第三項、第七項及び第八項の規定は、第一項本文の場合について準用する。この場合において、同条第七項中の「証明書」とあるのは、「政令で定める書類」と、同条第八項中「同項各号に掲げる場所に移入する」における「輸出する前」とあるのは「輸出する前」、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税關の税務署長」と、第一項に規定する揮発油のうち燃油に該当するものの規格に定する証明書」とあるのは「第一十五条の二第二項に規定する政令で定める書類」と読み替えるものとする。

第十六条を次のように改める。

第十七条 挥発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を当する。

(移出に係る燃油の免税)

第十六条 挥発油の製造者が揮発油のうち燃油に該当するものをその製造場から移出する場合には、当該移出に係る揮発油税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十余第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に前項に規定する揮発油のうち燃油に該当するものが移出されたことを証する揮発油のうち燃油として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3 第一項に規定する揮発油のうち燃油に該当するものの規格については、政令で定める。

第十六条の次に次の二条を加える。

(引取りに係る燃油の免税)

第十六条の二 挥発油のうち燃油に該当するものを保税地域から引き取らうとする場合において、当該引き取らうとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税關長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

2 第一項に規定する揮発油のうち燃油に該当するものの規格については、政令で定める。

第十六条を次のように改める。

第十七条 挥発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を当する。

該製造場にもどし入れた場合には、次の各号の一に該当する場合は除き、政令で定めるところにより、当該製造者が当該もどし入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十一条

第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。以下次項において同じ。)に記載した同条第一項第六号に掲げる揮発油のうち燃油から当該揮発油につき当該揮発油からの移出により納付された。若しくは納付されれば又は保税地域からの引取りにより徴収された。若しくは徴収されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税額から当該揮発油につき当該移出により納付された。又は納付されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項、この項、第四項又は第八項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第八項において同じ。)に相当する金額につきこの項、次項、第四項又は第八項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。)に相当する金額を控除する。

2 一 当該揮発油が当該移出後使用されたものである場合

3 前二項の場合において、これらの項の規定による控除を受け行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。)に相当する金額を控除する。

3 前二項の場合において、これらの項の規定による控除を受け行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。)に相当する金額を控除する。

4 挥発油の製造者が他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から移出された揮発油(当該移出(当該移出又は引取り後使用されたものを除く。)を揮発油の製造場から引き取られた揮発油(当該移出又は引取り後使用されたものを除く。)を揮発油の製造場に入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該揮発油をその移入した製造場からさらくに移出するときは、政令で定めることにより当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認

移出日の月分の第十一条第一項の規定による申告書に記載した同項第六号に掲げる揮発油のうち燃油から当該揮発油につき当該揮発油からの移出により納付された。若しくは納付されれば又は保税地域からの引取りにより徴収された。若しくは徴収されるべき揮発油税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る第十条の規定による申告書に当該揮発油のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

6 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により揮発油の製造場における製造業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該製造場から移出された揮発油を当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

6 7 前項の規定は、合併により揮発油の製造場における揮発油の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのはその承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

7 前項の規定は、合併により揮発油の製造場における揮発油の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのはその承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

第八条の見出し中「及び処分」を削り、同条第二項中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条第一項又は第二項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条第一項又は第二項」に改め、同条第三項から第五項まで及び第十九条から第二十一条まで「第十八条第一項又は第二項」を「前項」に改める。

第九条第一項中「第十七条第一項から第二項まで又は第四項」を「第十七条第一項から第四項まで又は第八項」に改め、同条第三項を次のように改める。

〔延滞税〕

第十条 国税通則法(昭和三十七年法律第一号)の規定により、第一項及び第十項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。第十条及び第十二条を次のように改める。

〔揮発油税法〕

第十一条 前条第一項の規定は、第一項及び第十二項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

〔端数計算〕

第十二条 第二項中「過誤納に係る国税及び「国税通則法第五十六条に規定する還付金等及び過誤納に係る」に「国税徵収法第六十四条」を「国税通則法」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項とする。

〔酒税法〕

第十三条 第二項中「国税徵収法第一百六十四条」を「国税通則法」に、「還付加算金を」の下に「第一九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方道路税及び揮発油税の還付に係る金額又は」を加え、「同条の規定にかかるわざ」を削り、「これらの」の下に「還付に係る金額の合算額又は」を加え、「同条を「同法」に、「とみなす」を「とする」に改める。

第十四条 地方道路税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に關する國税通則法の規定を適用するとき

2 第七条第一項の規定は、前項に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

第八条の見出し中「及び処分」を削り、同条第二項中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条第一項又は第二項」に改め、同条第三項から第五項まで及び第十九条から第二十一条まで「第十八条第一項又は第二項」を「前項」に改める。

第九条第一項中「第十七条第一項から第二項まで又は第四項」を「第十七条第一項から第四項まで又は第八項」に改め、同条第三項を次のように改める。

〔揮発油税法〕

第十条 国税通則法(昭和三十七年法律第一号)の規定により、第一項及び第十項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

〔端数計算〕

第十二条 第二項中「過誤納に係る国税及び「国税通則法第五十六条に規定する還付金等及び過誤納に係る」に「国税徵収法第六十四条」を「国税通則法」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項とする。

〔酒税法〕

第十三条 第二項中「国税徵収法第一百六十四条」を「国税通則法」に、「還付加算金を」の下に「第一九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方道路税及び揮発油税の還付に係る金額又は」を加え、「同条の規定にかかるわざ」を削り、「これらの」の下に「還付に係る金額の合算額又は」を加え、「同条を「同法」に、「とみなす」を「とする」に改める。

第十四条 地方道路税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に關する國税通則法の規定を適用するとき

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十一條 前条第一項の規定は、国税通則法の規定により地方道路税及び揮発油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第七条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

〔過誤納に係る内国消費税等〕

第十五条 第二項中「十倍」を「三十倍」に改め、同条第三項を削る。

第十六条 刪除

第十七条 中「法人の代表者」の下に「〔法人でない社団又は財團で管轄する者又は管理人の定めがあるものの管理人を含む〕」を加え、同条に次の二項を加える。

〔法人でない社団又は財團で管轄する者又は管理人の定めがあるものの管理人を含む〕を加え、同条に次の二項を加える。

〔引取りとみなす場合〕

第五条第三項(引取りとみなす場合)又は揮発油税法第五条第六項(引取りとみなす場合)の規定の適用があつた場合における砂糖消費税、物品税又は揮発油税及び地方道路税については、この限りでない。

第六条第三項(引取りとみなす場合)又は揮発油税法第五条第六項(引取りとみなす場合)の規定の適用があつた場合における砂糖消費税、物品税又は揮発油税及び地方道路税については、この限りでない。

第七条第三項(引取りとみなす場合)又は揮発油税法第五条第六項(引取りとみなす場合)の規定の適用があつた場合における砂糖消費税、物品税又は揮発油税及び地方道路税については、この限りでない。

4 第一条に規定する書面は、国税通則法に規定する賦課決定知書とみなす。

第五条第三項ただし書きを次のように改める。

第五条第三項(引取りとみなす場合)又は揮発油税法第五条第六項(引取りとみなす場合)の規定の適用があつた場合における砂糖消費税、物品税又は揮発油税及び地方道路税については、この限りでない。

第六条第三項(引取りとみなす場合)又は揮発油税法第五条第六項(引取りとみなす場合)の規定の適用があつた場合における砂糖消費税、物品税又は揮発油税及び地方道路税については、この限りでない。

第七条第三項(引取りとみなす場合)又は揮発油税法第五条第六項(引取りとみなす場合)の規定の適用があつた場合における砂糖消費税、物品税又は揮発油税及び地方道路税については、この限りでない。

第八条第二項を削る。

第九条を第九条とする。

第九条の二に次の二項を加え、同条を第九条とする。

2 前項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付金に付加算金は、附さない。

第十条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付金に付加算金は、附さない。

第十条の二に次の二項を加え、同条を第十条とする。

〔内国消費税の特例〕

第十二条 第二項中「その内国消費税を同項の書面に記載された交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない」とする。

(酒税法の一部改正)

第十三条 第二項中「〔法人でない社団又は財團で管理人の定めがあるものの管理人を含む〕」を削り、同条第二項を削る。

〔酒税法の一部改正〕

第六十一条第一項中「〔法人でない社団又は財團で管理人の定めがあるものの管理人を含む〕」を削り、同条第二項を削る。

第十四条 地方道路税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に關する國税通則法の規定を適用するとき

加算税及び重加算税の額」に改め
る。

第三条第二項中「同法第一条第一項又は
一項に規定する」を削り、「及び家
財」を「又は家財」に、「八十万円」
を「百二十万円」に改め、同条第三
項中「前項」を「第一項又は前項」に
改め、同条第四項中「第一項又は
第二項」を「第一項から第三項ま
で」に改め、同条第二項の次に次
の二項を加える。

所得税法第四十二条第一項又
は第二項に規定する報酬又は料
金の支払を受ける者で、災害に
より住宅又は家財について甚大
な被害を受け、かつ、当該災害
のあつた日においてその年分の
合計所得金額の見積額を計算し
た場合において当該見積額が百
二十万円以下であるものに対し
ては、政府は、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日
以後のその年分の当該報酬又は
料金につきこれらの規定による
徴収を猶予することができる。
給与、報酬又は料金で命令で
定めるものの支払を受ける者が
災害により被害を受けた場合に
おいて、当該災害のあつた日の
属する年又はその翌年以後三年
以内の各年において、当該災害
のあつた日の現況により当該災
害による所得税法第十一条の四
に規定する雑損失の金額（当該
災害以外の理由による雑損失の
金額がある場合には、その金額
を含む。以下この項において同
じ。）があるものと見積られ、又
はその雑損失の金額で同法第九

条の第四三項の規定による控除
を受けることができるものがあ
るときは、政府は、命令の定め
るところにより、その者のその
年又はその翌年以後三年以内の
各年において支払を受ける当該
給与、報酬又は料金につき、同
法第十二条の四又は第九条の四
第三項の規定の適用に關する必要
な限度において、同法第三十九
条第一項若しくは第五項又は第
四十二条第一項若しくは第二項
の規定による徴収を猶予するこ
とができる。

第四条中「同法第五十三条第一
項若しくは第二項又は第五十四条
第一項の規定により徴収する過少
申告加算税額、無申告加算税額又
は重加算税額及び国税徵收法第四
十六条第一項の規定により徴収す
る延滞加算税額」を「延滞税、利子
税、過少申告加算税、無申告加算
税及び重加算税」に改める。

第七条第一項中「利子税額及び
延滞加算税額」を「延滞税、過少申
告加算税及び無申告加算税の額」
に改め、同条第二項中「第三十条
第一項」の下に「若しくは第四項」
を加え、「第十七条第一項」の下に
「第十七条第一項若しくは第四
項、」に、「第十七条第一項」を
「第十七条第一項又は第四項」に
改め、「第十八条第一項」の下に
「若しくは第四項」を加え、同条第
四項中「第四項」を「第三項」に改
め。第八条から第十条までを削
る。

第八条から第十条までを削
る。

(租税特別措置法の一部改正)
第十九条 租税特別措置法(昭和二
十二年法律第二十六号)の一部を
次のように改正する。

条中「(第八十九条—第九十条の
二)」を「(第八十九条—第九十条
の再評価)を「若しくは徴収」に
「資産再評価法(昭和二十五年法律
第一百十号)」を「国税通則法(昭和
三十七年法律第 号)」に改め
る。

第一条第一項中「法人を
い、それぞれ代表者又は管理人
の定めのある法人でない社団又は
財團で、同法の施行地に本店若し
くは主たる事務所を有するもの又
は同法の施行地外に本店若しくは
主たる事務所を有するものを含
む。」を「法人をいう。」に改め、同項
第九号及び第十号を次のよう改
める。

九 修正申告書 国税通則法第
二十三条第三項に規定する修正
申告書をいう。

十 更正の請求 国税通則法第
二十三条规定する更
正の請求をいう。

第一条第二項第六号中「同法第
二十三条の規定による申告書」を
「期限後申告書」に改め、同項第八
号を同項第十号とし、同項第七号
の次に次の二号を加える。

八 期限後申告書 国税通則法
第十八条第二項に規定する期
限後申告書をいう。

九 更正の請求 国税通則法第
二十三条规定する更
正の請求をいう。

十三条第二項中「法人でない社
団又は財團で代表者又は管理人
の定めのあるものを含む。以下この章
において同じ。」を削る。

第二十三条第一項中「所得税
法第二十七条第六項の規定にかか
りに第十条の五第三項第一号」に
「第五項」を「第四項」に改める。

第三十条第一項中「第三項並び
に第十条の五第一項」を「第四項並
びに第十条の五第三項第一号」に
「第五項」を「第四項」に改める。

第三十三条の二第一項中「当該
各号」を「それぞれ、当該各号」に
「それぞれ四月以内に、」を「四
月以内に」改め、「提出し」の下に
「かつ、当該期限内に当該申告
書の提出により納付すべき税額を
納付し」を加え、同条第二項中「所
得税法第四十四条の規定により所
得金額及び所得税額を更正する。」
を「当該申告書に記載すべきであ
った所得金額、所得税額その他の
事項につき国税通則法第二十四条
又は第二十六条の規定による更正
を行なう。」に改め、同項後段を削
り、同条第三項を次のよう改め
る。

三 国税通則法第六十一条第一
項第一号及び第六十六条の規
定は、前号に規定する修正申
告書及び更正には、適用しな
い。

三十六条第二項及び第三項中
「四月以内に、」を「四月以内に」に
改め、「提出し」の下に「かつ、
当該期限内に当該申告書の提出に
より納付すべき税額を納付し」を
加え、同条第四項中「所得税法第
四十四条の規定により所得金額及
び所得税額を更正する。」を「当該
申告書に記載すべきであつた所得
金額、所得税額その他の事項につ
き国税通則法第二十四条又は第二
十六条の規定による更正を行な
う。」に改め、同条に次の一項を加
える。

3 第一項の規定による修正申告
書及び前項の更正に対する国税
通則法の規定の適用について
は、次に定めるところによる。
一 当該修正申告書で第一項に
規定する提出期限内に提出さ
れたものについては、国税通
則法第二十条の規定を適用す
る場合を除き、これを同法第
十七条第二項に規定する期限
内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に
規定する提出期限後に提出さ
れたもの及び当該更正につい
ては、国税通則法第二章から
第七章までの規定中「法定申
告期限」とあり、及び「法定納
期限」とあるのは「租税特別措
置法第三十三条の二第一項に
規定する修正申告書の提出期
限」と、同法第六十一条第一
項第一号及び第六十五条第一
項中「期限内申告書」とあるの
は「租税特別措置法第二条第
一項第七号に規定する確定申
告書等」とする。

三 国税通則法第六十一条第一
項第一号及び第六十六条の規
定は、前号に規定する修正申
告書及び更正には、適用しな
い。

四月以内に、」を「四月以内に」に
改め、「提出し」の下に「かつ、
当該期限内に当該申告書の提出に
より納付すべき税額を納付し」を
加え、同条第四項中「所得税法第
四十四条の規定により所得金額及
び所得税額を更正する。」を「当該
申告書に記載すべきであつた所得
金額、所得税額その他の事項につ
き国税通則法第二十四条又は第二
十六条の規定による更正を行な
う。」に改め、同条に次の一項を加
える。

5 第三十三条の二第三項の規定
は、第二項又は第三項の規定に

よる修正申告書及び前項の更正について適用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十六条第二項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の二第一項」とあるのは「第三十八条の七第一項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の二第一項」とあるのは「第三十八条の七第一項又は第三項」と読み替えるものとする。

第三十八条の四第四項中「規定により提出することにより納付すべきこととなつた所得税額」を「規定により提出することにより納付すべきことに対する前項において準用する同条第四項の更正」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十三条の二第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八条の四第一項又は第二号中「第一項に規定する提出期限」と、同号又は第二号において準用する第三十六条第二項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の二第一項」とあるのは「第三十八条の八第四項中「四月以内に」に改め、「提出し」の下に「かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同条第五項中「所得税法第四十四条の規定により所得金額及び所得税額を更正する。」を「当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税額その他の事項につき國税通則法第二十四条又は第六条の規定による更正を行なう。」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第三十三条の二第三項の規定は、第四項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八条の八第四項」又は第二項において準用する同項又は第三項と読み替えるものとする。第三十八条の七第一項及び第三項中「四月以内に」を「四月以内に改め、「提出し」の下に「かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同条第五項中「又は前項」を「及び前項」に改め、「規定による更正」と読み替えることとなつた所により納付すべき税額を納付し」を「更正」に改め、同項後段を次のように改める。

第三十八条の四第四項中「利子税額、過少申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額」と「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

第五十六条の二第一項中「法人税額の更正の請求」を「法人税額の更正の請求」を「法人税額につき、当該取引の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度分の法人税に係る同法第十八条から第二十一条までの規定による申告書及び前項の更正(当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。)に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

4 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正(当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。)に対する国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内に当該申告書の提出期限までに、更正の請求に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第五十五条第四項、第六十五条第七項及び第六十六条第二項に規定する場合は、同条第一項第二号中「にについて」の規定による申告書の提出について、同条第六項を同条第五項とする。

第五十五条の規定の適用について

この場合において、第三十三条の二第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八条の七第一項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の二第一項」とあるのは「第三十八条の七第一項又は第三項」と読み替えるものとする。

第三十八条の八第四項中「四月以内に」を「四月以内に改め、「提出し」の下に「かつ、当該期限内に改め、「提出し」を「国税通則法第六十条第二項の規定の適用については、同項本文に規定する期間にかかるかわらず、当該承認をしないことの決定の通知をした日の翌日から当該金額を完納する日までの期間とする。」に改める。

同表中		第四十四条 及び第八号	
第一項		第十一号に規定する事項	
第一項	及び第八号並びに租税特別措置法第四十二条に規定する事項	第一項	及び第八号並びに租税特別措置法第四十二条に規定する事項
第一項	第一項	第一項	第一項

第十二号に規定する事項、租税特別措置法第四十二条に規定する事項	第一項
第一項	第一項

第四十一条の四第四項の表条項の欄中「第十五条の七」を「第十五条の八」に改め、同表読み替える規定の欄中「前五条」を「前六条」に、「者」を「勤労学生」に改め、同表読み替える規定の欄中「前五条及び」を「第十五条の二から第十五の五まで及び第十五条の七並びに」に、「者であるかどうか及び」を「勤労学生であるかどうか及び」に改め、

て、当該提出期限」とあるのは「にについて、租税特別措置法第四十条第一項後段の承認をしないこととの決定の通知をした日」とする。」を「国税通則法第六十条第二項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付し」に改め、同条第二項中「同法第三十条の規定により申告書を提出し、かつ、当該期限後申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付し」に改め、同条第三項中「相続税法第三十五条の規定により課税額及び相続税額を更正し」、又は「相続税法第三十五条の規定により課税額及び相続税額を更正し」に改め、同条第三項中「相続税法第三十五条の規定による決定を行なう。」に改め、同条第四項を次のように改める。

第七十条第一項中「相続税法第三十一条の規定により修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を「国税通則法第六十条第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行なう。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正(当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。)に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内に当該申告書とみなす。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定納期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。
第五十条の規定による期限後申告書及び第三項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に対する国税通則法の規定の適用について、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限後に提出されたものについては、これを国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及

び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条第一項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

第八十九条を次のように改める。

（製造場において石油化学原料として消費される揮発油の免稅）

第八十九条 エチレンその他の政令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについては、揮発油税法第五条第一項又は

地方道路税法第五条第一項の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、当該揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

二 前項の規定は、同項の規定に該当する製造者が、当該揮発油を消費した日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書（地方道路税法第七条第一項の規定によるもの）又は決定に対する国税

通則法の規定によるものを含み、揮発油税法第十条第一項に規定する期限内に提出するものに限る。以下第九条第二項において同じ。）に当該揮発油の消費に係る明細書及び当該揮発油を消費して製造した製品の製造につき、政令で定める事項を記載した書類を添附しない場合には、適用しない。

三 税務署長は、取締り上必要があること並びに政令で定めると認められる揮発油及びこれの原料とした製品をそれぞれ他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきことと並びに政令で定めると認める揮発油及び原料とした製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を帳簿に記載し、又は当該事項

料とした製品をそれぞれ他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきこと並びに政令で定めると命ずることができる。

第九十条を次のとおり改める。

（移出に係る揮発油の特定用途）

第八十九条の次に次の二条を加える。

（保稅地城において石油化学原料として消費される揮発油の免稅）

第八十九条の二 前条第一項に掲げる製品の原料として揮発油を消費することについて、当該製品の製造者が、政令で定める手続により、その保稅地城の所在地の所轄關長の承認を受けて当該揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一 航空機の燃料用

二 ゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるもの

三 第二項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該揮発油の移出に關する明細書並びに当該揮発油が前項各号に掲げる揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該各号に掲げる用途に供する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

四 第二項の規定は、同項の移出をした揮発油を移入した者が当該揮発油を同項の規定の適用に係る用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該移入した揮発油を移入した者が当該揮発油を同項の規定の適用に係る用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該移入した揮發油を製造場と、當該場所を揮發油の製造場と、當該揮發油を移入した者とみなして、揮發油の製造者とみなして、揮發油税法及び地方道路税法を適用する。この場合における課税標準は、揮發油税法第八条第一項の規定にかかるわらず、当該揮發油の数量として、同法第十条第一項に規定する申告書（地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含む。）は、揮發油税法第十条第一項の規定にかかるわらず、その消費し、又は譲り渡した日から十日以内に提出し、

五 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（揮發油税法第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。）

六 第二十四条及び第二十六条並びに地方道路税法第十四条の二の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮發油を移入した者につ

いて、それぞれ準用する。この場合において、揮發油税法第十条第七項中「掲げる場所」とあるのは「の用途に供する場所」と、「移入の目的（当該揮發油が掲げる用途に供する場所とあるのは「用途・規格」と、同法第二十四条及び第二十六条並びに地方道路税法第十四条の二中「揮發油の製造者又は販賣業者」とあるのは「租税特別措置法第七十条第一項に掲げる揮發油であるときは、その移入の理由」とあるのは「用途・規格」と、同法第二十四条及び第二十六条並びに地方道路税法第十四条の二中「揮發油の製造者又は販賣業者」とあるのは「租税特別措置法第七十条第一項各号の用途に供する者」）と読み替えるものとする。

七 第二項の規定は、掲げる揮發油を移入した者が当該揮發油を同項の規定の適用を受けた場合において、当該揮發油を移入した者とみなして、揮發油の製造者とみなして、揮發油税法及び地方道路税法を適用する。この場合における課税標準は、揮發油税法第八条第一項の規定にかかるわらず、当該揮發油の数量として、同法第十条第一項に規定する申告書（地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含む。）は、揮發油税法第十条第一項の規定にかかるわらず、その消費し、又は譲り渡した日から十日以内に提出し、

八 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（揮發油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方道路税法第十四条の二の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮發油を移入した者につ

第十九条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第三号から第五号まで（同項第三号に掲げる先取特権で登記をしたもの）を除く。」に改める。

第二十条第一項第一号中「前条第一項第三号及び第四号」を「前条第一項第三号から第五号まで（同項第三号から第五号まで）に改める。

第二十三条第一項中「その滞納処分による差押の効力は、失われない。」を「その仮登記の権利者は、その差押に係る滞納処分に張ることができない。」に改め、同項第三項中「再調査の請求若しくは審査の請求」を「不服申立て」に、「その請求」を「その不服申立て」に改める。

第二十四条第二項中「居所」の下に「事務所及び事業所を含む。以下同じ。」を加え、同条第三項中「第六項まで（第二次納稅義務の通則）」を「第五項まで（第二次納稅義務の通則）及び第九十条第三項（換算の制限）」に改める。

第二十六条第一号中「又は第十一条を「若しくは第十条に、内国消費税」を「消費税」に改め、同条第四号中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加えて。」を削る。

第二節 連帶納稅義務」を削る。

第二十七条から第三十一条までを次のとおりに改める。

第二十七条から第三十一条まで 削除

「第三節 第二次納稅義務」を削る。

第三十二条第二項中「第四十三条（繕上徵收）の規定により徵収する」を「國稅通則法第三十八条第一項第一項及び第二項（繕上請求）の規定による請求をする」に、「その期限後二十日以内に納付催告書を発して」を「納付催告書によりその納付を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、その納付催告書は、國稅に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から二十日以内に發するものとする。

第三十二条第三項中「第四十三条を「國稅通則法第三十八条第一項及び第二項並びに同法第四章第一節（納稅の猶予）」に改め、同条第四項中「財產の換価」の下に「その財產の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「この節」を「この章」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四章 削除

第四十二条から第四十六条まで 削除

第四十七条第一項第一号中「督促の制限」に改める。

第二十九条第一号中「内国消費税」を「消費税」に改め、同条第四号中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加えて。」を削る。

第二節 連帶納稅義務」を削る。

第二十七条から第三十一条までを次のとおりに改める。

第三十六条第一号中「第三十一條の三」を「第三十条」に改める。

第三十八条中「同族会社」の下に「（これに類する法人を含む。）」を加える。

「第四節 人格のない社團等の納稅義務」を削る。

第四十条を次のよう改める。

第四十一条の見出しを「（人格のない社團等に係る第二次納稅義務）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（人格のない社團又は財團で法人ではない社團又は財團の代表者又は管理人の定めがあるもの）」を「（以下「人格のない社團等」といふ。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四章 削除

第四十二条から第四十六条まで 削除

第四十七条第一項第一号中「督促の制限」に改める。

第二十九条第一号中「内国消費税」を「消費税」に改め、同条第四号中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加えて。」を削る。

第二節 連帶納稅義務」を削る。

第二十七条から第三十一条までを次のとおりに改める。

第三十六条第一号中「第三十一條の三」を「第三十条」に改める。

第三十八条中「同族会社」の下に「（これに類する法人を含む。）」を加える。

「第四節 人格のない社團等の納稅義務」を削る。

第四十条を次のよう改める。

第四十一条の見出しを「（人格のない社團等に係る第二次納稅義務）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（人格のない社團又は財團で法人ではない社團又は財團の代表者又は管理人の定めがあるもの）」を「（以下「人格のない社團等」といふ。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四章 削除

第四十二条から第四十六条まで 削除

第四十七条第一項第一号中「督促の制限」に改める。

第二十九条第一号中「内国消費税」を「消費税」に改め、同条第四号中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加えて。」を削る。

第二節 連帶納稅義務」を削る。

第二十七条から第三十一条までを次のとおりに改める。

第三十六条第一号中「第三十一條の三」を「第三十条」に改める。

第三十八条中「同族会社」の下に「（これに類する法人を含む。）」を加える。

「第四節 人格のない社團等の納稅義務」を削る。

第四十条を次のよう改める。

第四十一条の見出しを「（人格のない社團等に係る第二次納稅義務）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（人格のない社團又は財團で法人ではない社團又は財團の代表者又は管理人の定めがあるもの）」を「（以下「人格のない社團等」といふ。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四章 削除

第四十二条から第四十六条まで 削除

第四十七条第一項第一号中「督促の制限」に改める。

第二十九条第一号中「内国消費税」を「消費税」に改め、同条第四号中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加えて。」を削る。

第二節 連帶納稅義務」を削る。

第二十七条から第三十一条までを次のとおりに改める。

第三十六条第一号中「第三十一條の三」を「第三十条」に改める。

第三十八条中「同族会社」の下に「（これに類する法人を含む。）」を加える。

「第四節 人格のない社團等の納稅義務」を削る。

第四十条を次のよう改める。

第四十一条の見出しを「（人格のない社團等に係る第二次納稅義務）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（人格のない社團又は財團で法人ではない社團又は財團の代表者又は管理人の定めがあるもの）」を「（以下「人格のない社團等」といふ。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四章 削除

第四十二条から第四十六条まで 削除

第四十七条第一項第一号中「督促の制限」に改める。

第二十九条第一号中「内国消費税」を「消費税」に改め、同条第四号中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加えて。」を削る。

第二節 連帶納稅義務」を削る。

第二十七条から第三十一条までを次のとおりに改める。

余第七項中「第四項に規定する」を「第四項若しくは第五項第一号の」に、「国税の納付すべき額が確定した」を「国税につき納付すべき額の確定があつた」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「国税の納付すべき額が確定した」を「国税につき納付すべき額の確定があつた」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「国税の納付すべき額が確定していない」を「国税につき納付すべき額の確定がされていない」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「確定した」を「確定とした」に改め、同項を同条第十一項とする。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第一百六十二条 削除

第一百六十三条から第一百六十五条规定を「第八章 再調査、審査及び訴訟」を「第八章 不服審査及び訴訟」とし、第一百六十六条から第一百七十二条までを次のように改める。

第一百六十六条から第一百七十条までを削除

又は第四項(異議申立ての期間)の規定により再調査の請求を「国税事件訴訟特例法第五条第一項」又は第三項を「行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第二号)第十四条第一項又は第三項」に改め、同条第三項を削る。

第一百七十二条中「再調査の請求」又は審査の請求」を「不服申立て」に、「その請求を」を「その不服申立て」に改める。

第一百七十三条第一項中「公允等に関する再調査の請求等」を「公允等に関する不服申立て」に、「再調査の請求又は審査の請求」を「不服申立て」に改める。

第一百七十四条から第一百八十七条までを次のように改める。

第一百七十五条 第百七十二条から第一百七十九条までは、税関長は、この法律の定めるところにより、その税務署又は税關局所属の徴収職員に滞納処分を執行させることができる。

第一百八十二条の見出し中「徴収」を「滞納処分の執行」に改め、同条第一項を次のように改める。

第一百八十二条 削除

第一百八十二条の見出し中「徴収」を「滞納処分の引継ぎ」に改め、「税務署長又は税關局長は、この法律の定めるところにより、その税務署又は税關局所属の徴収職員に滞納処分を執行させる」と改める。

第一百八十二条第一項を削り、同条第三項中「前二項」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、「徴収の引継ぎ又は」を削り、同項を同条第二項とする。

第一百八十三条 第百八十五条 国税通則法第四十一条第一項ただし書(税關長による徴収)の規定により税關長が徴収する場合、同法第四十四条第一項(徴収の引継ぎ)の規定により税關長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第一百八十三条第一項(滞納処分の執行)に改め、同項第一項を次のように改める。

税關長は、この法律の定めるところにより、その税關局所属の徴収職員に滞納処分を執行させることができる。

第一百八十三条第二項中「前項の」ところにより、その税關局所属の徴収職員に滞納処分を執行させることができると改める。

第一百八十三条第二項中「前項の」ところにより、その税關局所属の徴収職員に滞納処分を執行させることができる。

第一百八十三条第二項中「前項の」ところにより、その税關局所属の徴収職員に滞納処分を執行させことができる。

第一百八十三条第二項中「前項の」ところにより、その税關局所属の徴収職員に滞納処分を執行させことができる。

第一百八十三条第二項中「前項の」ところにより、その税關局所属の徴収職員に滞納処分を執行させことができる。

第一百八十三条第二項中「前項の」ところにより、その税關局所属の徴収職員に滞納処分を執行させことができる。

第一百八十三条第二項中「前項の」ところにより、その税關局所属の徴収職員に滞納処分を執行させことができる。

は法人税法第三十条の規定による「決定」を「国税通則法第十四条又は第二十六条の規定による更正」に、「更正又は決定」を「更正」に改め、同条第一項中「所得法」、「法人税法又は相続税法の規定による審査の請求」を「所得税、法人税、相続税又は贈与税についての不服申立て」に、「当該審査の請求」を「当該不服申立て」に改め、同条第三項中「所得税法、法人税法又は相続税法の規定による更正若しくは決定又は審査の決定」を「これらの規定に規定する更正又は不服申立てについての決定若しくは裁決」に改める。

第十九条 所得税法の一部を改正する法律
(一部改正)

第二十九条 所得税法の一部を改正する法律
(昭和三十七年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条 中「新法第一条第三項第三号(一)を「新法(国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和三十七年法律第一号)の規定による改正後の新法をいう。以下同じ)第一条第三項第三号(二)に、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。「同条第八項」を「第七項」に改める。

附則第十二条第五項中「所得で係る部分のうち附則第四条(に係る部分を除く。)を「以外のものに係る部分に限る。」に、「これら

「8	8	「0	0
500	1,000	1,000	0
1,000	1,500	1,500	0
500	1,000	1,000	1,500
500	1,000	1,000	1,500

附則別表第一中	「8	8	「0	0
500	1,000	1,000	0	0
1,000	1,500	1,500	0	0
500	1,000	1,000	1,500	0
500	1,000	1,000	1,500	0

附則別表第一中

附則別表第二中	「8	8	「0	0
500	1,000	1,000	0	0
1,000	1,500	1,500	0	0
500	1,000	1,000	1,500	0
500	1,000	1,000	1,500	0

附則別表第二中

第二章 その他の法令の一節

改正

(アルコール専売法の一部改正)
第三十〇条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「金額ノ徵収ニ関シテハ國稅徵収法ヲ準用ス」を「金額ハ國稅徵収ノ例ニ依リ徵収ス」に改める。

(失業保険法の一部改正)

第三十一条 失業保険法(昭和二十一年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中「國稅徵収法(昭和二十四年法律第一百四十七号)第一百六十四条」を「國稅通則法(昭和三十七年法律第十七号)」に改め

第三十六条第一項中「六錢」を「四錢」に改める。

第三十九条第一項中「審査の請求について、所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)その他の法律(法律に基く命令を含む。)に規定する協議」を「不服申立てについて、國稅通則法(昭和三十七年法律第十七号)第八十三条第一項に規定する審査の請求」に改める。

第四十五条第一項中「審査の請求について、所得税法その他の法律(法律に基く命令を含む。)に規

附則別表第三中	「8	8	「0	0
500	1,000	1,000	0	0
1,000	1,500	1,500	0	0
500	1,000	1,000	1,500	0
500	1,000	1,000	1,500	0

附則別表第三中

附則別表第四中	「8	8	「0	0
500	1,000	1,000	0	0
1,000	1,500	1,500	0	0
500	1,000	1,000	1,500	0
500	1,000	1,000	1,500	0

附則別表第四中

得金額」欄の該当する行を求めるものとし、又「金額を当該得金額とみなすものとし、」と「額が、その求める税額である。」「額をもつてその求める税額とする。」に改める。

合における新法第四十七条において準用する新法第三十一条第四項の規定の適用については、同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるものは、「昭和三十七年四月一日」四項において準用する場合を含む。」、第四十七条第三項及び第四

第二章 その他の法令の一節

改正

(アルコール専売法の一部改正)
第三十〇条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「金額ノ徵収ニ關シテハ國稅徵収法ヲ準用ス」を「金額ハ國稅徵収ノ例ニ依リ徵収ス」に改める。

(失業保険法の一部改正)

第三十一条 失業保険法(昭和二十一年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中「國稅徵収法(昭和二十四年法律第一百四十七号)第一百六十四条」を「國稅通則法(昭和三十七年法律第十七号)」に改め

第三十六条第一項中「六錢」を「四錢」に改める。

第三十九条第一項中「審査の請求について、所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)その他の法律(法律に基く命令を含む。)に規定する協議」を「不服申立てについて、國稅通則法(昭和三十七年法律第十七号)第八十三条第一項に規定する審査の請求」に改める。

第四十五条第一項中「審査の請求について、所得税法その他の法律(法律に基く命令を含む。)に規

定する協議」を「不服申立てについて、國税通則法第八十三条第一項に規定する議決」に改める。

(國等の債權債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第三十五条 国等の債權債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部

を次のようにより改定する。

第一条第一項中「國稅」を「國稅等(國稅、とん稅及び特別とん稅等(國稅等若しくは)を國稅等若しくは)」に改める。

第五条第一項中「國稅若しくは」を「國稅等若しくは」に改める。

第五条第一項中「國稅」を「國稅(國稅等若しくは)」に改める。

第五条第一項中「國稅」を削る。

第六条の見出し中「國稅等」を「租稅及び都道府県交付金等」に改め、同条中「政令で指定する國稅地方稅」を「國稅等、政令で指定する國稅」に改める。

第七条中第二号を第四号とし、第七条中第三号を第四号とし、

第二号の次に次の二号を加える。

三 國稅等以外の國稅(その滞納処分費を含む)並びに当該國稅に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付附加算金を含む。)

(地方稅法の一部改正)

第三十六条 地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改定する。

第一条の三と「第三十条」に改める。

第二十三条规定第一項第四号中「同法第四十二条第一項の規定によつて」を「同法第四十二条第一項の規定によつて」に改める。

てあわせて納付しなければならない利子稅額、同条第六項の規定によつてあわせて徵收される利子稅

額、同法第四十三条第一項の規定によつて徵收される過少申告加算

稅額、同条第二項の規定によつて徵收される無申告加算稅額及び同

法第四十三条の二第一項又は第二项の規定によつて徵收される重加

稅額並びに國稅徵收法第四十六條第一項の規定によつて徵收される延滯加算稅額を「法人稅に係る」に改める。

第三十二条第一項若しくは第二项の規定によつて「を削り、「同法第

三十二条の規定によつて」を「法人稅に係る」に「同法第三十三条の規定によつて徵收される重加

稅額並びに國稅徵收法第四十六條第一項の規定によつて徵收される延滯加算稅額を「法人稅に係る」に改める。

第三十七条の三第三項中「所得稅、利子稅、過少申告加算

稅、無申告加算稅及び重加算稅の類」に改める。

第三十七条の三第三項中「所得

稅第五十四条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子稅額、同条第七項の規定によつてあわせて徵收される利子

稅額、同法第五十五条の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子稅額、同法第五十六条第一項の規定によつて徵收される過少申告加算稅額、同条第三項の規定によつて徵收される過少申告加

算稅額、同法第二十九条第一項の規定によつて徵收される重加算稅額、同条第四項の規定によつて徵收される重加算稅額、同条第三項の規定によつて徵收される重加算稅額、同法第五十条第一項の規定によつて徵收される重加算稅額、同条第四項の規定によつて徵收される重加算稅額並びに國稅徵收法第四十六条第一項の規定によつて徵收される重加算稅額及び同条第四項の規定によつて徵收される重加算稅額並びに國稅徵收法第四十六条第一項の規定によつて徵收される重加算稅額を「法人稅に係る」に改める。

第六十三条第二項中「法人稅法第四十二条第二項又は第六項の規定によつて法人稅に係る利子稅額」を「法人稅に係る延滯稅の額」に改める。

第五十六条第二項中「法人稅法第四十二条第二項又は第六項の規定によつて法人稅に係る利子稅額」を「法人稅に係る延滯稅の額」に改める。

第六十三条第二項中「法人稅法第三十二条の規定による」を「法人稅に係る」に改める。

第六十四条中「法人稅法第二十

四条第一項若しくは第二項の規定によつて「を削り、「同法第三十二条の規定によつて」を「法人稅に係る」に改める。

第六十四条中「法人稅法第二十

に係る延滯稅、利子稅、過少申告加算稅及び重加算稅の類」に改める。

第五十三条第四項中「法人稅法

第二十四条第一項若しくは第二项の規定によつて「を削り、「同法第

三十二条の規定によつて」を「法人稅に係る」に「同法第三十三条の規定によつて徵收される重加

稅額並びに國稅徵收法第四十六條第一項の規定によつて徵收される延滯加算稅額を「法人稅に係る」に改める。

第三十二条第一項若しくは第三十一条までの規定による更正又は同

法第二十四条の規定による更正若しくは決定によつて「を削り、「同法第

三十二条の三十九第三項中「法人稅法第二十九条若しくは第三十一条までの規定による」を「法人稅に係る」に改める。

第七十二条の三十九第三項中「法人稅法第二十九条若しくは第三十一条までの規定による更正又は同

法第二十四条の規定による」を「法人稅に係る」に改める。

第七十二条の三十九第三項中「法人稅法第二十九条若しくは第三十一条までの規定による更正又は同

法第二十四条の規定による」を「法人稅に係る」に改める。

第七十二条の三十九第三項中「法人稅法第二十九条若しくは第三十一条までの規定による更正又は同

法第二十四条の規定による」を「法人稅に係る」に改める。

第七十二条の三十九第三項中「法人稅法第二十九条若しくは第三十一条までの規定による更正又は同

法第二十四条の規定による」を「法人稅に係る」に改める。

第七十二条の三十九第三項中「法人稅法第二十九条若しくは第三十一条までの規定による更正又は同

法第二十四条の規定による」を「法人稅に係る」に改める。

第七十二条の三十九第三項中「法人稅法第二十九条若しくは第三十一条までの規定による更正又は同

法第二十四条の規定による」を「法人稅に係る」に改める。

第七十二条の三十九第三項中「法人稅法第二十九条若しくは第三十一条までの規定による更正又は同

稅に係る利子稅額」を「法人稅に係る延滯稅の額」に改める。

第七十二条の三十九第三項中「法人稅法第二十九条若しくは第三十

一条までの規定による」を削る。

得稅に係る修正申告書を政府に提出した場合、所得稅に係る更正若しくは決定の通知を受けた場合又

は所得稅に係る不服申立てに対する決定書若しくは裁決書の送付

に、「又は当該通知」を「当該通知を受け、又は当該送付」に改める。

第七十二条の五十九中「法人稅規定によつて徵收される」を「當該規定によつて徵收される」に改め

る。

第七十二条の五十九中「法人稅

規定によつて徵收される」を「當該規定によつて徵收される」に改め

る。

第七十二条の五十九中「法人稅

重加算税額並びに国税徵収法第四十六条第一項の規定によつて徵收される延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

第三百二十四条の八第三項中

「所得税法第五十四条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同条第七項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十五条の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同法第五十一条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同法第三項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第一項の規定によつて徴収される重加算税額並びに國稅徵収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞税額」「並びに所 得税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税の額」に改める。

第三百五十五条第一号中「所得税法第二十六条第一項若しくは第二

項の確定申告書若しくは同法第二十七条第一項若しくは第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)の申告書を提出する場合を含む。)の申告書を提出し、又は政府が同法第四十四条の規定によつて「を」所得税に係る申告書を提出し、又は政府がに改める。

第三百五十五条第一号中

「所得税法第五十四条第一項の規定によつて「を」所得税に係る申告書を提出し、又は政府がに改める。

第三百五十五条第一号中

つて」を「法人税に係る」と、「同法第三十三条の規定によつて徵收される」を「当該更正若しくは決定によりつて納付すべき」に改める。

発法の一部改正)

第三十六条 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第百六十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十二条第一項中「六錢」を「四錢」に改める。

第二十四条の見出しを「国税通則法の適用」に改め、同条中「国

第六項の規定によつて法人税に係る利子税額を「法人税に係る延滞税の額」に改める。

第三百二十二条第一項中「法人税法」を「法人税に關係する法

律」に改める。

第三百二十二条第一項中「法人税法第四十二条第一項若しくは第七項の規定によつて更正若しくは決

くは決定の通知」を「所得税に係る修正申告書を政府に提出した場

合、所得税に係る更正若しくは決

定の通知を受けた場合又は所得税

に係る不服申立てに対する決定書

若しくは裁決書の送付」に、「又は

その通知」を「その通知を受け、又

はその送付」に、「又は通知」を

「通知又は決定若しくは裁決」に

改める。

第三百二十二条第一項中「第六十六条の九」に改める。

附則第八項中「第六十六条の八」

を「第六十六条の九」に改める。

(鉛業法の一部改正)

第三十五条 鉛業法(昭和二十五年

法律第二百八十九号)の一節を次

のように改正する。

第一百八十九条の二第四項中「六

錢」を「四錢」に改め、同条第六

項中「国税徵収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第五条及び第

六条」を「国税通則法(昭和三

七年法律第号)第十〇条及

び第十二条」に改める。

第三百二十二条第一項中「所得税法第二十七条第一項若し

くは第二項の規定によつて」を削

り、「同法第三十二条の規定によつて「延滞税」とあり、同法第九十九

条第三項及び第九十九条第四項

中「附帶税」とあるのは、「延滞

金」と読み替えるものとする。

(健康保険法等の一部改正)

第三十九条 次に掲げる法律の規定

中「六錢」を「四錢」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一项第四項

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十二条第四項

三 勞働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十

二条第一項

四 特別鉱害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第二百九十五号)第

五 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十六号)第

六 外航船舶建造融資利息補給及

び損失補償法(昭和二十八年法律第二百九十七号)第三

七 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百九十八号)第

八 私立学校教職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百九十九号)第三十条

九 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百九十九号)第八十七条

十 農林漁業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第二百五十六号)第四十条

十一 農林漁業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第二百五十六号)第

十二 農林漁業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第二百五十六号)第

十二 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十七条

第一項

(物価統制令の一部改正)

第三十九条 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条本文中「国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)ヲ準用ス」を「国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(国税に関する一般的経過措置)

第二条 昭和三十七年四月一日(以下「施行日」という。)前にこの法律の施行前の国税に関する法律(以下「従前の税法」という。)の規定による国税の徴収のために改正前の当該告知の指定納期限については、従前の例による。

(国税徴収法(以下「旧国税徴収法」という。)第四十二条の規定により納税の告知をした場合における当該告知の指定納期限については、

第二条 第二項(以下「新法」という。)第十一条第一項又は第三十六条第一項の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により納付し、又は徴収される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額、源泉徴収加算税額又は重加算税額は、新法第十四条第一項に規定する延滞税、利子税、

第五条 第二項(以下「新法」という。)第十九条第一項又は第三十六条第一項の規定による納税の告知がされ、又は施行日以後に国税通則法(昭和三十七年法律第一号)第三十六条の規定による納税の告知がされた場合において、従前の税法の規定を適用するものとした場合に徴収すべき利子税額の計算の基礎となる期間の始期が施行日以後であるときは、当該期間の始期に該当する日

の前日をもつて国税通則法第六十条第二項に規定する法定納期限とみなすものとし、当該国税につき従前の税法に利子税額の徴収に関する規定がなく、かつ、その納税の告知に係る指定された納期限が施行日以後であるときは、当該指定された納期限をもつて国税通則法第六十条第二項に規定する法定納期限とする。

第五十四条の規定により納付した利子税額は、新法第十条第四項た

だし書に規定する利子税の額とみだし書に規定する利子税の額とみなす。

第五十六条第六項の規定は、確定申告書を提出すべき者が

施行日以後に死亡した場合につい

て適用し、施行日前に死亡した場合については、なお従前の例によ

る。

施行日前に支払決定をし、又は未納の国税に充当した従前の税法の規定による国税の還付金又は国

税に係る過誤納金につき、従前の税法の規定により加算すべき金額について、なお従前の例によ

る。

第三条 改正後の所得税法(以下この条において「新法」という。)第十一条第一項又は第三十六条第一項の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により納付し、又は徴

收される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額、源泉徴収加算税額又は重加算税額は、新法第十四条第一項に規定する延滞税、利子税、

第五条 第二項(以下「新法」という。)第十九条第一項又は第三十六条第一項の規定による納税の告知がされ、又は施行日以後に国税通則法(昭和三十七年法律第一号)第三十六条の規定による納税の告知がされた場合において、従前の税法の規定を適用するものとした場合に徴収すべき利子税額の計算の基礎となる期間の始期が施行日以後であるときは、当該期間の始期に該当する日

法」という。)第三十条の二第二項の規定により徴収を猶ずされた昭和三十六年分の所得税につき旧法

第五十四条の規定により納付した利子税額は、新法第十条第四項た

だし書に規定する利子税の額とみだし書に規定する利子税の額とみなす。

第五十六条第六項の規定は、新法第二

十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による申告書を提出すべ

き者が施行日以後に死亡した場合を含む。)の規定は、新法第二

十三条第三項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十九

項、第十七条の二第二項、第十九

項第一項又は第二十六条の八第二項の規定により納付した利子税額は、新法第九条第二項、

又は延滞加算税額、過少申告加算

税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額若しくは重

加算税額は、新法第九条第二項、

第十三条第三項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十九

項第一項又は第二十六条の八第二項の規定により納付した利子税額は、新法第十条第四項た

だし書に規定する利子税の額とみだし書に規定する利子税の額とみなす。

第五十六条第六項の規定は、新法第二

十三条第一項又は第二十八条第一項の規定による申告書を提出すべ

き者が施行日以後に死亡した場合を含む。)の規定は、新法第二

十三条第三項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十九

項第一項又は第二十六条の八第二項の規定により納付した利子税額は、新法第十条第四項た

だし書に規定する利子税の額とみだし書に規定する利子税の額とみなす。

第五十六条第六項の規定は、新法第二

十三条第一項又は第二十八条第一項の規定による申告書を提出すべ

き者が施行日以後に死亡した場合を含む。)の規定は、新法第二

十三条第三項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十九

項第一項又は第二十六条の八第二項の規定により納付した利子税額は、新法第十条第四項た

だし書に規定する利子税の額とみだし書に規定する利子税の額とみなす。

則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により提出した同

新法第二十七条第二項(新法第二

二十八条第二項において準用する

十七条第一項又は第二十八条第一

項の規定による申告書を提出すべ

き者が施行日以後に死亡した場合を含む。)の規定は、新法第二

十三条第三項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十九

項第一項又は第二十六条の八第二項の規定による申告書を提出すべ

き者が施行日以後に死亡した場合を含む。)の規定は、新法第二

算税、無申告加算税又は重加算税の額とみなす。

新法第二十七条第二項(新法第二

二十八条第二項において準用する

十七条第一項又は第二十八条第一

項の規定による申告書を提出すべ

き者が施行日以後に死亡した場合を含む。)の規定は、新法第二

十三条第三項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十九

項第一項又は第二十六条の八第二項の規定による申告書を提出すべ

き者が施行日以後に死亡した場合を含む。)の規定は、新法第二

算税、無申告加算税又は重加算税の額とみなす。

新法第二十七条第二項(新法第二

二十八条第二項において準用する

十七条第一項又は第二十八条第一

項の規定による申告書を提出すべ

き者が施行日以後に死亡した場合を含む。)の規定は、新法第二

十三条第三項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十九

項第一項又は第二十六条の八第二項の規定による申告書を提出すべ

き者が施行日以後に死亡した場合を含む。)の規定は、新法第二

(有価証券取引税法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 改正後の有価証券取引税法

第十一條 第一項の規定は、施行日以後に同項の規定による申告書の提出期限が到来する有価証券取引税法について適用し、施行日前に改正前の有価証券取引税法第十一條第第一項の規定による納付申告書の提出期限が到来した有価証券取引税については、なお従前の例による。

（砂糖消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 施行日前に改正前の砂糖消費税法（以下この条において「旧法」という。）の規定により課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、この附則又は他の法律別段の定めがある場合を除き、施行日前に旧法第十五条第一項の承認を受けて砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類で、施行日においてその移出先若しくは引取先に現存し、又は同日以後にその移出先若しくは引取先に移入されるものが提出されなかつたものを除く。）第十五条第二項に規定する期間内に同項において「新法」という。）第十五条第二項に規定する証明書の提出期限が到来する有価証券取引税法について適用し、施行日前に改正前の有価証券取引税法第十一條第第一項の規定による納付申告書の提出期限が到来した有価証券取引税については、なお従前の例による。

（砂糖消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 施行日前に改正前の揮発油税法（以下この条において「旧法」という。）の規定により課した、又は第二十四条第4項若しくは第二項の規定により提供された担保は、新法第十四条第4項若しくは第二十四条第4項若しくは第二項の規定により提供された担保とみなす。（揮発油税法の一部改正に伴う経過措置）

（揮発油税法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 施行日前に改正前の揮発油税法（以下この条において「旧法」という。）の規定により課した、又は課すべきであつた揮発油税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（揮発油税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五條 第二項に規定する揮発油税法（以下この条において「新法」という。）の規定により課した、又は改訂後の地方道路税法（以下この条において「新法」という。）の規定により改訂後第十四条の二第五項に規定する揮発油とみなされた揮発油については、改訂後の地方道路税法（以下この条において「新法」という。）の規定を適用する。

（揮発油税法の一部改正に伴う経過措置）

（揮発油税法の一部改正に伴う経過措置）

（揮発油税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五條 第二項に規定する揮発油税法（以下この条において「新法」という。）の規定により課した、又は改訂後の地方道路税法（以下この条において「新法」という。）の規定により改訂後第十四条の二第五項に規定する揮発油とみなされた揮発油については、改訂後の地方道路税法（以下この条において「新法」という。）の規定を適用する。

（揮発油税法の一部改正に伴う経過措置）

(関税法等の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 国税通則法附則第五条から第八条までの規定は、国税に係る還付加算金、延滞税、利子税額及び延滞加算税額並びにとん税又は特別とん税に係る延滞税及び延滞加算税額について適用する。

2 施行日前に支払決定をし、又は未納の国税に充当した国税の過誤納金につき改正前の国税法の規定により加算すべき金額については、なお従前の例による。

(災害被災者に対する租税の減免、微取猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 改正後の租税特別措置法(以下この条において「新法」という。)第三十三条の二、第三十六

、第三十八条の四、第三十八条の七、第三十九条の八又は第七十

、第三十九条の二第一項各号、

第三十六条第二項若しくは第三

、第三十八条の四第一項若し

くは第二項各号、第三十八条の七

、第三十九条の二第一項各号、

新法第三十三条の二第一項各号、

第三十六条第二項若しくは第三

、第三十九条の四第一項若し

くは第二項各号、第三十九条の七

、第三十九条の二第一項若し

前の所得税法第五十四条(国税通則法附則第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による利子税額は、納付し、又は徵収することを要しない。

3 新法第四十一条の七第一項の規定に該当する者に対する同項ただし書の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により納付すべき税額が確定した贈与税について適用する。

4 新法第十九条第一項第三号の規定は、施行日以後に新法第二条第十二号に規定する強制換価手続により配当手続が開始される場合について適用する。

5 新法第五十六条の二第一項及び第五十七条第一項の規定は、法人(法人税法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に新法第三十八条の規定は、施行日以後に滞納となつた国税について適用する。

6 新法第六十条、第六十一条及び第六十二条の規定は、施行日以後に新法第六十一条(電話加入権に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に最高申込者の決定をする場合について適用し、施行日前に当該決定をする場合には、なお従前の例による。

(國税に関するその他の経過措置の政令への委任)

第十九条 国税通則法附則及び前八十一条に定めるもののほか、国税通則法及びこの法律第一章の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(延滞金に関する経過措置)

第二十条 第三十三条、第三十五条及び第三十六条の規定中延滞金に

関する部分並びに第三十八条の規定は、この法律の施行後に徵収する延滞金について適用する。ただ

し、当該延滞金の全部又は一部で

この法律の施行前の期間に対応す

るものについては、なお従前の例による。

に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(国税徵収法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 改正後の国税徵収法(以下この条において「新法」という。)第十五条第一項第四号の規定は、施行日以後に同号の決定により納付すべき税額が確定した贈与税について適用する。

(罰則に係る経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした國税に係る違反行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる國税行後にした違反行為に対する罰則の規定については、なお従前の例による。

第十九条 国税通則法附則及び前八十一条に定めるもののほか、国税通則法及びこの法律第一章の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(延滞金に関する経過措置)

第二十条 第三十三条、第三十五条及び第三十六条の規定中延滞金に

関する部分並びに第三十八条の規定は、この法律の施行後に徵収する延滞金について適用する。ただ

し、当該延滞金の全部又は一部で

この法律の施行前の期間に対応す

るものについては、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第三十三条、第三十五条及び第三十六条の規定中延滞金に

関する部分並びに第三十八条の規定は、この法律の施行後に徵収する延滞金について適用する。ただ

し、当該延滞金の全部又は一部で

この法律の施行前の期間に対応す

るものについては、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 第三十三条、第三十五条及び第三十六条の規定中延滞金に

関する部分並びに第三十八条の規定は、この法律の施行後に徵収する延滞金について適用する。ただ

し、当該延滞金の全部又は一部で

この法律の施行前の期間に対応す

るものについては、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第三十三条、第三十五条及び第三十六条の規定中延滞金に

関する部分並びに第三十八条の規定は、この法律の施行後に徵収する延滞金について適用する。ただ

し、当該延滞金の全部又は一部で

この法律の施行前の期間に対応す

るものについては、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 第三十三条、第三十五条及び第三十六条の規定中延滞金に

関する部分並びに第三十八条の規定は、この法律の施行後に徵収する延滞金について適用する。ただ

し、当該延滞金の全部又は一部で

この法律の施行前の期間に対応す

るものについては、なお従前の例による。

(大蔵省設置法の一部改正に伴う
経過措置)

第二十一条 改正後の大蔵省設置法
第三十九条第二項及び第四十五条

第二項の規定の適用については、
国税通則法附則第十一条第一項又

は第二項の規定により從前の税法
(地方税法の一部改正に伴う経過
措置)

求又はこれに係る協議は、それぞ
れ不服申立て又はこれに係る議決
とみなす。

(地方税法の一部改正に伴う経過
措置)

〔棚橋小虎君登壇、拍手〕

○棚橋小虎君 ただいま議題となりま
した二法律案につきまして、大蔵委員
会における審議の経過並びに結果を御
報告申し上げます。

まず、国税通則法案について申し上
げます。

現行の税法体系は複雑難解であり、
納稅者の税法に対する理解を容易にす
るという観点より、政府は税制調査会
に諮問して、その検討を求めてきたと
ころ、昨年七月、答申を得たのであり
ます。

この答申された事項のうち、学会、
中小企業等より異論の多かった実質課
税の原則、質問検査権等の項目につい
ては、なお今後の検討にゆだねること
とし、これを除いて提案されたもので
あります。

本案は、以上の趣旨より、今次税制
改正の一環として、国税について現行
税法の体系的な整備をはかるための基
礎とし、各税法を通ずる基本的な法律
規則等に関する法律(昭和三十七年
法律第 号)第一条の規定によ
る改正前の所得税法第四十八条
第九条第六項第三号の決定の通知」
と、「当該通知を受け、又は当該
送付を受け」とあるのは「当該通知
を受け」として同項の規定を適用
する。

本案は、國税通則法の制定等に伴う経
過措置の内容は、他の関係法令の整備
は、納稅義務の成立の時期や、納付す
べき税額の手続並びに申告納稅方式及
び賦課課税方式の意義がいずれも明ら
かでないので、各税法を通ずる基本的
な法律関係及び共通的な事項を統一的
に整備したものであります。

第三は、納稅者の利益を中心とする
納稅面の具体的な改善合理化であります。
す。すなわち、利子税を延滞税に改め
るとともに、日歩三錢を一錢に引き下
げ、無申告加算税を現行の一〇%ない
し二五%の四段階より、一率一〇%に改
める等、附帯税の軽減をいたしております。

また、納稅者の不服申立て制度につ
き、行政不服審査法の制定にあわせて
改善統一的に規定し、その他、賦課權
の期間制限、申告手續等について、現

目的としては、税務行政の公正な運営
をはかり、国民の納稅義務の適正かつ
円滑な履行に資するものとしておりま
す。他の国税の法律との関係について
は、本法案は通則法であるので、他の
国税の法律に規定があるときはそれに
よることとし、その他、人格のない社
団等に対する本法の適用については、
法人とみなす規定等が定められており
ます。

第二は、租税債権の成立、申告等の
法律関係の明確化であります。現行で
は、納稅義務の成立の時期や、納付す
べき税額の手続並びに申告納稅方式及
び賦課課税方式の意義がいずれも明ら
かでないので、各税法を通ずる基本的
な法律関係及び共通的な事項を統一的
に整備したものであります。

本案は、國税通則法の制定等に伴う経
過措置の内容は、他の関係法令の整備
は、納稅義務の成立の時期や、納付す
べき税額の手續並びに申告納稅方式及
び賦課課税方式の意義がいずれも明ら
かでないので、各税法を通ずる基本的
な法律関係及び共通的な事項を統一的
に整備したものであります。

次に、國税通則法の施行等に伴う経
過措置の内容は、他の関係法令の整備
を行なおうとするものであります。

なお、衆議院において、人格のない
社団等の兩罰規定等を削除する修正が
行なわれております。

本案は、國税通則法の制定等に伴う経
過措置の内容は、他の関係法令の整備
を行なおうとするものであります。

なお、衆議院において、人格のない
社団等に關する規定について、現行の
課税関係に變化を加えるがことと規定
の仕方をすることを回避し、實質的に
要の修正が加えられたものであります。

次に、國税通則法の施行等に伴う経
過措置の内容は、他の関係法令の整備
を行なおうとするものであります。

本案は、國税通則法の制定等に伴う経
過措置の内容は、他の関係法令の整備
を行なおうとするものであります。

関係はどうなるか。延滞税、加算税等
は納稅者にどのように有利になつた
か。通達行政を改めない限り納稅者に
は救済とならないのではないか。本案
は、ごとき重要法案については、公聴会
を開くべきではないか。本案の成立が
おくれた現在、施行期日について政府
は修正の必要がないとしているが、い
かなる理由によるのか。その他、人格
のない社団等に対する課税関係の実情
等について、慎重審議が行なわれまし
たが、高橋委員より、質疑打ち切りの
動議が提出され、多数をもつて可決さ
れました。その後の質疑の詳細につき
ましては、会議録によって御承知願い
ます。

質疑を終了し、討論に入りましたと
ころ、木村委員より、「第一に、本案
は各税法の共通事項をまとめ、納稅者
の利益をはかるものであるといふが、
それは表面上の理由で、納稅者の保護
の規定期もなく、眞の目的はナチスの税
法を参考にした徴税強化法である。第
二に、本案の制定の前に、税負担の輕
減、特に資産所得との負担の公平性をは
かる減税をはかるべきであり、本末転
倒である。第三に、利害関係者、学識
経験者の意見を十分徵すべきであつ
て、本案は時期尚早である。第四に、
審議が不十分であり、公聴会も開かれ
ていない。第五に、昭和三十七年四月
一日となつている施行期日を修正しな

いのは違法であり、以上の五点から両案に反対するとの意見が述べられ、次いで、永末委員より、「質疑打ち切りにより審議が尽くされず遺憾である。通則法である限り、租税徴収体系の是正を望んでいたが、国民の利益を担保した規定がなく、また名前、目的に反し、徵収手続法にすぎないものである。すなわち、五項目の将来制定されるおそれがある。推計課税の殘滓が残っている。質問検査権を、各税法でなく、この法律で明らかにすべきである。等がその具体的反対内容である。

以上の理由により両案に反対するとの意見が述べられ、次いで、須藤委員より、「政府は納税者の利益に資する法律であるというが、まっかなウソである。納税者の利益に資するのが眞の目的であるならば、質疑打ち切りといふ法律であることはせず、審議を十分にすべきである。申告納税方式は形式的によつて、質疑打ち切りといふようなることはせず、審議を十分にすべきである。」とあります。

その精神はナチスの租税徴収法からとつたもので、全くさせ民主主義的な税務行政を強化するものである等の理由から、両案に反対するとの意見が述べられました。

かくて、討論を終了し、両案一括して採決の結果、それぞれ多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野謙平君) 両案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。木村謙八郎君。

〔木村謙八郎君登壇、拍手〕

○木村謙八郎君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されまして施行等に伴う關係法令の整備等に関する法律案に對して反対するものであります。

反対理由の第一は、先ほど大藏委員長からも説明がございましたように、政府の提案理由は、税法が複雑であるからこれを統一する。各税法に共通な部分を統一するのだ。あるいはまた、非常に税法が難解であるから、わかりやすくするのである。また、税制調査会の答申によつて制定したのであるから、各方面の学識経験者の意見も微しくある。特に、税制調査会の答申の中で、いわゆる五項目と申しますが、国

民の権利義務を侵害するような重大な答申があるわけですが、そういうものとつたもので、全くさせ民主主義的な税務行政を強化するものであるが、その精神はナチスの租税徴収法からとつたもので、全くさせ民主主義的な税務行政を強化するものである等の理由から、両案に反対するとの意見が述べられました。

かくて、討論を終了し、両案一括して採決の結果、それぞれ多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔木村謙八郎君登壇、拍手〕

○木村謙八郎君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されまして施行等に伴う關係法令の整備等に関する法律案に對して反対するものであります。

反対理由の第一は、先ほど大藏委員長からも説明がございましたように、政府の提案理由は、税法が複雑であるからこれを統一する。各税法に共通な部分を統一するのだ。あるいはまた、非常に税法が難解であるから、わかりやすくするのである。また、税制調査会の答申によつて制定したのであるから、各方面の学識経験者の意見も微しくある。特に、税制調査会の答申の中で、いわゆる五項目と申しますが、国

ていると思うのです。この通則法を出す前に、もつと政府は、税制調査会の答申にあるように、今の日本の税金は諸外国に比べても戦前に比べても非常に重いのであるから、ます何よりもつと思いつつ減税をすべきである。税制調査会が答申したように、ここ当分の間は国民所得二〇%程度に税負担を増収は、思い切ってこれは減税に充てるべきである。それからもう一つは、たくさんの資産所得、働かないで得る所得が課税の範囲の外にのがれている。株式の譲渡所得あるいは土地・地主による売買所得、あるいは租税特別措置法による減免税、本年度は千六百九十九億であります。この租税負担の不公平を緊急にここで直すべきです。そういうことが急務であつて、そういうことの努力をしないで、この国税通則法を制定して、それで国民から税金を取る。この第一条では、「納稅義務の適正」とか「円滑」とか、あるいは「税務行政の公正な運営」という言葉を使っておりますが、そういう名前とは言えないくらいのあります。明らかにこれは徴税強化の性格を持つてゐるものでありますし、そういう根本的な精神に基づいて

立案されたものでありますから、納稅者の立場に立つて、これはどうしても容認しがたいのであります。これが反対の第一の理由であります。

それから第二の理由は、百歩譲つて國税通則法の制定が必要であるとして、時期尚早であります。税法学会は、國税通則法制定に関する意見書を発表したのでございまして、この中で、この通則法は、「僅か一年半の間に、しかも外国のこれに関する学説、判例を全く研究することなく、單にドイツ法の条文を参考にして答申が作成され、これに基づき立案されようとしている」と、こういうふうに述べております。そうして「民主主義国家として先輩国であるスイス連邦においては、一九四七年六月二三日に連邦税基本法ブルーメンシュタイン草案が作成されたが、十四年を経た今日に至るも未だ審議中で、立法化されていない」と、いうふうに、税法に關する基本法は、非常に慎重審議、そして、あらゆる判例、また、国民の権利義務に關することをさすから、各方面の利害關係者の意見を開いて、慎重審議すべきであつて、これは二年、三年を要しても、これは決して十分とおもつて討論を終わります。

(拍手)

○議長(松野鶴平君) 時間が超過いたしましたから、結論を……。

○木村福八郎君(続) にもかかわらず、これは十分国民の意見を聴取されおりません。ですから、少なくとも時期尚早であります。これが反対の第二の理由であります。

第三は、この法案の審議は不十分です。衆議院では一日しか審議しておりません。二十七日に衆議院を通つて、二十八日に回つて参りましたが、「こつちは二日もやつたよ」と呼ぶ者(「こつちは二日もやつたよ」と呼ぶ者あり)参議院では、たつた一日でしょ。しかも、国会法五十二条におきましては、予算案及び重要な歳入法案につき、公聽会を開かなければならぬといふことになつてゐるのです。それにもかかわらず、公聽会も開かれず、また、審議の途中において、十分まだ審議が尽くされていないのに、不當とも自民党の諸君は、これの打ち切りを提案したのであります。強引に打ち切つてしまつたのです。これは国民の法に対する絶対に反対をいたしました。しかし、これは、その基本精神は徵税強化にありますから、社会党は、今後ともこの法案を廃止させるよう努めます。しかし、これは、その基本精神は徴税強化にありますから、社会党は、今後ともこの法案を廃止させるよう努めます。これをもつて討論を終わります。

(拍手)

○議長(松野鶴平君) 高橋衛君。

○高橋衛君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつておられます衆議院送付の國税通則法案及び國税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に關する法律案並びにこれら法律案の修正案に対して、賛成の意を表せんとするものであります。

そもそも、今回新たに國税通則法を制定いたします趣旨の第一は、税制の簡素平明化をはかつて、税法を納稅者にわかりやすいものにしようとする点にあります。御承知のように、現行の税法は複雑難解であります。税制はあくまで民主的でなければなりませんが、そのためには、何よりもまず税法そのものが納稅者に理解しやすいものでなければなりません。しかし、現行の税法は、遺憾ながら納稅者にとりましてはなかなか理解しがたいのであります。現行税法をこのよう複雑難解にしている理由には、いろいろなものが考えられましょう。しかし、その大きな理由の一つは、現行の税制においては、所得税法、法人税法、酒税法、物品税法等の各税法がそれを単独の税法として存在するだけで、そこにこれらに共通の基盤たる共通法ないし基本法を持たないところにあると考えるのであります。すなわち、共通法が存在しないために、所得税法や法人税法などの各税法におきましては、各税に固有な課税実体に関する規定のほかに、本来各税に共通して同様に行なわれるところの手続に関する事項についても、各税法ごとに一々重複して規定が設けられておるのであります。この結果、各税法の条文が非常に多くなりまして、いたずらに税法を複雑膨大化せしめ、納稅者にとつ

て非常に読みづらいものにしておりますのみならず、さらに、同様な事項についての規定が必ずしも各税法を通じて統一されているとは限りませんので、このような不統一から税法の解釈をむずかしくして、無用の紛争を生ぜしめる原因となっているという欠陥があるわけであります。国税通則法の制定は、右のような現行税制の欠陥にからみ、これを抜本的に矯正しようとするものであります。すなわち、国税通則法において、各税に共通する事柄を取りまとめて規定することによりまして、まず、税法の条文数はざつと二百八十条程度圧縮されるのであります。これが税制の簡素化に及ぼす効果がきわめて大であることは申しません。さらに、これら共通の事項は、各税法にはばらばらではなく、単独の国税通則法に一本に規定されます。これで、現行法に見るような不統一は全く解消するのであります。かくしてでき上ります税法体系は、基本法、共通法としての国税通則法と、課税実体法としての各税法、延滞税としての各税法、及び滞納処分手続を中心とする国税徴収法といふ、三つの柱から成ることとなり、その体系はきわめてすつきとりとし、また、納税者に理解しやすい形となるわけであります。このような立法は、わが国税法において全く新しいも

のであります。また、多年の要望にこだわることとなるのであります。次に、本法を制定する第一の趣旨は、各税に共通する諸般の制度について、この際、納税者の利益に着目しつつ種々の改善合理化をはかるところにあります。すなわち、その内容を見てみると、次のとおりであります。
まず、改正の第一点は、延滞税や加算税等について改善合理化をはかつたこととおりであります。

まず、改正の第二点は、滞納処立をすることとおりであります。これにあわせて、税の制度は、昭和二十五年の税制改正以来ほとんど見るべき改正がなされておりますが、今回はこれに抜本的改正を加え、納税者の負担の軽減をはかりつつ、制度の簡素化を行なうことであります。すなわち、また、納税者が不申立てをすることができるなどといたしておらず、また、納税者から不服申立てがあつた場合において、滞納処立の執行を停止することは、現在ではもっぱら税務署長の権限によるのであります。また、税務署から不服申立てがあつた場合には、税務署の住所等が移動した場合の申告書の提出先については、現行法では必ずしも明らかでないのを改めて、これを新住所の所轄税務署とする等、規定を明瞭化にし、また、申告書等を郵送した場合には、郵便局の通信日付印に表示された日に申告書の提出があったものとする等、納税者の便宜を中心とした改善をはかります。

次に、改正の第三点は、申告手続における規定の整備改善をはかったこととおりであります。すなわち、申告納税方式は、申告手続は、期限内申告に対する不服申し立ての制度についての改善をえたこととあります。すなわち、納税者が不服申し立てをすることと立しておらず、また、税務署から不服申立てがあつた場合には、税務署の住所等が移動した場合の申告書の提出先については、現行法では必ずしも明らかでないのを改めて、これを新住所の所轄税務署とする等、規定を明瞭化にし、また、申告書等を郵送した場合には、郵便局の通信日付印に表示された日に申告書の提出があったものとする等、納税者の便宜を中心とした改善をはかります。

次に、改正の第四点は、国税の課税権の期間制限について合理化をはかります。すなわち、税法の規定の整備改善をはかり、運用の改善に努めることとする等、各種の改善を加えて、納税者の権利利益の救済に遺憾がないよう措置しているのであります。また、重加算税については、現在五〇%とありますものを三〇%にそれを引き下げるにいたしております。

次に、改正の第五点は、申告手続における申告手続は、期限内申告に

ついては、現在五〇%とありますものが、一律に一〇%に、また、重加算税

については、現在五〇%とありますものを三〇%にそれを引き下げるにいたしております。

次に、改正の第六点は、課税処等に対する不服申し立ての制度についての改善をえたこととあります。すなわち、申告納税方式

等については、国税通則法に取りまとめ、わかりやすく規定することとしておりますが……。(発言する者多し)

○議長(松野謙平君) お静かに願います。

次に、改正の第七点は、申告手続にては各税法の規定によることとし、改悪を加えたこととあります。すなわち、申告納税方式

にては、各税法の規定によることとし、改悪を加えたこととあります。すなわち、納税者が不服申し立ての制度についての改善をえたこととあります。すなわち、申告納税方式

にては、各税法の規定によることとし、改悪を加えたこととあります。すなわち、納税者が不服申し立ての制度についての改善をえたこととあります。すなわち、申告納税方式

にては、各税法の規定によることとし、改悪を加えたこととあります。すなわち、申告納税方式

以上申し述べましたとおり、国税通則法の制定及び関係法令の改正並びに

これら法律の修正は、税法の民主化を

はかりつつ、あわせて納税者の権利利益に着目して諸制度の改善を行なうも

のであり、昭和二十五年にシャウブ税制が行なわれまして以来の大改正でござります。

社会党の諸君が、この税法に対し、あるいは民主的な現代日本と全く関係のないところのナチスの税法を持ち出したり、または反対のいろいろ理由をお聞きいたしましても、その理由がわれわれにはとうていわからない、全く反対のための反対をなされているかのとき感じを抱きますことは、私どもの衷心より遺憾とするところでございます。

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます、よって両案は可決せられました。
次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時一分散会

出席者は左の通り。

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	副議長	松野 鶴平君
	議長	松野 鶴平君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

議員	議長	松野 鶴平君
	副議長	平井 太郎君

昭和三十七年三月二十二日
内閣委員長 河野 謙三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、河川局に砂防部を、東北地方建設局及び九州地方建設局に用地部をそれぞれ設置し、また附属機関として宅地制度審議会を設置する等建設省の機構を改正するとともに、建設省の定員を四千五百九十九人増加しようとするものであり、その措置は妥当と認める。

二、費用

本法律案に伴う経費は、昭和三十七年度において約六十万七千円である。

審査報告書

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十二日

科学技術振興対策特別委員長 森 八三一

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本原子力研究所の行なう放射線化学の研究業務に係る管理機能を強化するため、同研究所の理事の定数を一人増加しようとするものであつて、妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行のため必要な費用は昭和三十七年度において約二百七十七万円である。

昭和三十七年四月一日 参議院會議録第十六号

明治二十五年第三種郵便物認可

定価一部十五円
(但し良質紙は二十円)
郵送料共
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電報九段印三一五元官報課

五二四